

2026年1月施行！～下請法は取適法へ～

改正ポイント説明会



【本日の説明内容】

1. 法改正の経緯
2. 取適法の内容等
3. 相談窓口等

1. 法改正の経緯

下請法改正に向けた検討の経緯

「経済財政運営と改革の基本方針2024」（抜粋）

（令和6年6月閣議決定）

このため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行う。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」（抜粋）

（令和6年6月閣議決定）

また、事業所管省庁とも連携し、面的な執行による下請代金法の勧告案件の充実を図るとともに、下請代金法の改正についても、検討する。

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（抜粋）

（令和6年11月閣議決定）

新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させるため、下請法について、コスト上昇局面における価格据置きへの対応の在り方、荷主・物流事業者間の取引への対応の在り方、事業所管省庁と連携した執行を強化するための事業所管省庁の指導権限の追加等に関し、改正を検討し、早期に国会に提出することを目指す。

「企業取引研究会」（座長：神田秀樹東京大学名誉教授）

（令和6年7月～12月）

- 有識者検討会を開催し、下請法を中心に検討（公正取引委員会・中小企業庁の共催）
- 学識経験者、経済団体・消費者団体等の有識者計20名が委員として御参画
- 計6回の会合を開催し、令和6年12月25日に研究会報告書を取りまとめ・公表

近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、「物価上昇を上回る賃上げ」を実現するためには、事業者において賃上げの原資の確保が必要。

中小企業をはじめとする事業者が各々賃上げの原資を確保するためには、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。

例えば、協議に応じない一方的な価格決定行為など、価格転嫁を阻害し、受注者に負担を押しつける商慣習を一掃していくことで、取引を適正化し、価格転嫁をさらに進めていくため、下請法の改正を検討してきた。

施行期日

令和8年1月1日

下請法の主な改正事項（一覧）

〈規制の見直し〉

（１）協議に応じない一方的な代金決定の禁止（価格据え置き取引への対応）

代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止

（２）手形払等の禁止

対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金相当額を得ることが困難なものを禁止

（３）運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）

対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加

（４）従業員基準の追加（適用基準の追加）

従業員数３００人（役務提供委託等は１００人）の区分を新設

（５）面的執行の強化

事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。相互情報提供に係る規定を新設

〈「下請」等の用語の見直し〉

- ・題名について、以下のとおり改める。

「下請代金支払遅延等防止法」

⇒「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」

（略称：「中小受託取引適正化法」、通称：「取適法」）

- ・用語について、以下のとおり改める。

「下請事業者」⇒「中小受託事業者」、「親事業者」⇒「委託事業者」等

取適法施行に向けた準備状況について

改正対象下位法令（主要なもの）

政 令

☆：意見公募手続に付すもの

- 下請代金支払遅延等防止法施行令【施行令】

規則（省令）

7/16～8/15 意見公募

- ☆ 下請代金支払遅延等防止法第三条の書面の記載事項等に関する規則【明示規則】
- ☆ 下請代金支払遅延等防止法第四条の二の規定による遅延利息の率を定める規則【遅延利息規則】
- ☆ 下請代金支払遅延等防止法第五条の書類又は電磁的記録の作成及び保存に関する規則【作成・保存規則】

訓令・通達等

7/16～8/15 意見公募

- ☆ 下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準【運用基準】

主な改正内容

◆ 題名・用語の改正等	政 令	規 則	運用基準
◆ 書面交付規定の見直し	政 令	規 則	運用基準
◆ 一方的な代金決定の禁止			運用基準
◆ 手形等の禁止			運用基準
◆ 特定運送委託の追加			運用基準
◆ 従業員基準の追加			運用基準

※その他、振込手数料の負担等



2. 取適法の内容等

とりてきほう

取適法で用いる用語の定義

(以降は、この用語を用います。)

用語	定義
委託事業者	取引を発注する立場の事業者
中小受託事業者	取引を受注する立場の事業者
製造委託等代金	委託事業者が中小受託事業者に支払う製造委託等の代金
業として	事業者が、ある行為を反復継続的に行っており、社会通念上、業務の遂行とみることができる場合
委託	委託事業者が中小受託事業者に対し、規格、品質、性能等を指定して依頼すること
製造委託等	製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託

取適法の適用対象

①及び②の要件を**いずれも満たす場合**に、取適法が適用されます。

取適法の適用対象取引

<①取引の内容（p.10～）>

製造委託

修理委託

情報成果物
作成委託

役務提供委託

特定運送委託

改正により追加

<②規模要件（p.21～）>

資本金基準

従業員基準

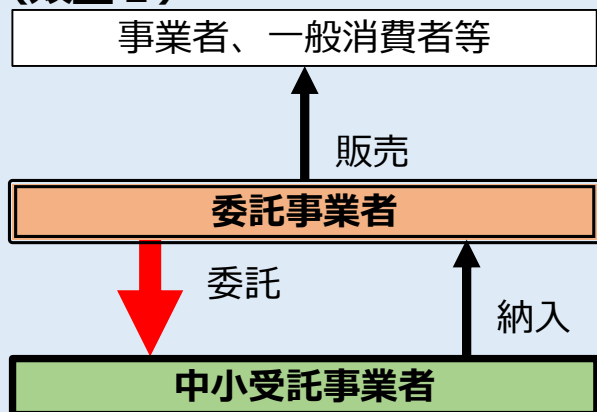
改正により追加

製造委託

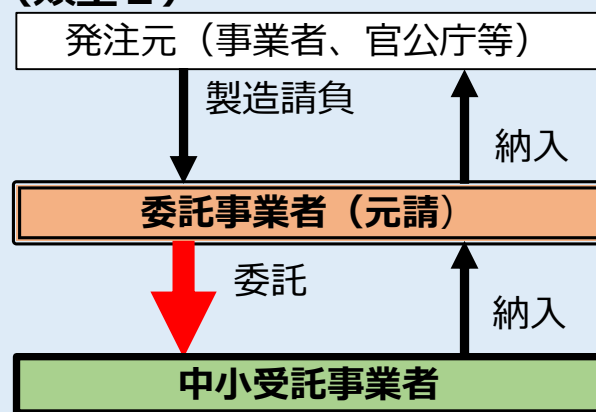
物品を販売し、または物品の製造を請け負っている事業者が、規格、品質、形状、デザインなどを指定して、他の事業者には物品の製造や加工などを委託することをいいます。
ここでいう「物品」は有体物のことをいいます。

取適法の適用を受ける製造委託は、以下4つのタイプ（類型1～類型4）となります。

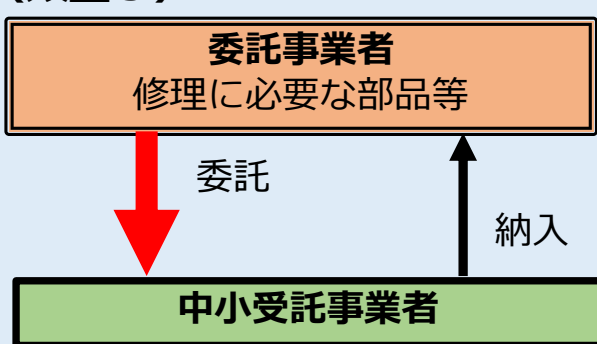
（類型1）



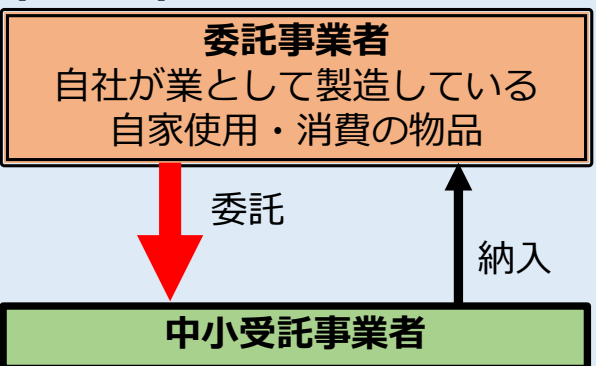
（類型2）



（類型3）



（類型4）



※赤矢印部分が取適法の対象となる取引

木型等の対象追加（運用基準案）

- 現行の下請法の製造委託においては、物品等の製造のほか、物品等の製造に用いられる金型の製造については適用対象。
- 改正により、専ら物品等の製造に用いる木型、工作物保持具（治具）等の製造を製造委託の適用対象に追加。

【改正案】

「製造委託」とは、「事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれらの製造に用いる当該型若しくは工具の製造を他の事業者に委託すること」をいう（法第2条第1項）。

用語	運用基準案における解釈・具体例
専らこれらの製造に用いる型	目的物たる物品等の外形をかたどった物品であって、これらの製造専用のもの
その他の物品の成形用の型	例えば、樹脂製の型など
工作物保持具	いわゆる治具をいう
専らこれらの製造に用いる特殊な工具	汎用性のない工具であって、目的物たる物品等の製造専用のもの

【参考】製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準（案）（※意見公募の対象）

改正前

- 「製造委託」とは、「事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に出発すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に出発すること」をいう（法第2条第1項）。
- 「物品」とは、動産をいい、不動産は含まれない。
- 「これらの製造に用いる金型」とは、「物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料」の製造を行うために使用する当該物品等の外形をかたどった金属製の物品をいう。
- なお、金型の製造を委託した親事業者が、それを用いて自ら物品等の製造を行う場合に限らず、更に別の事業者に対しその金型を用いて製造するよう委託する場合の金型も含む。

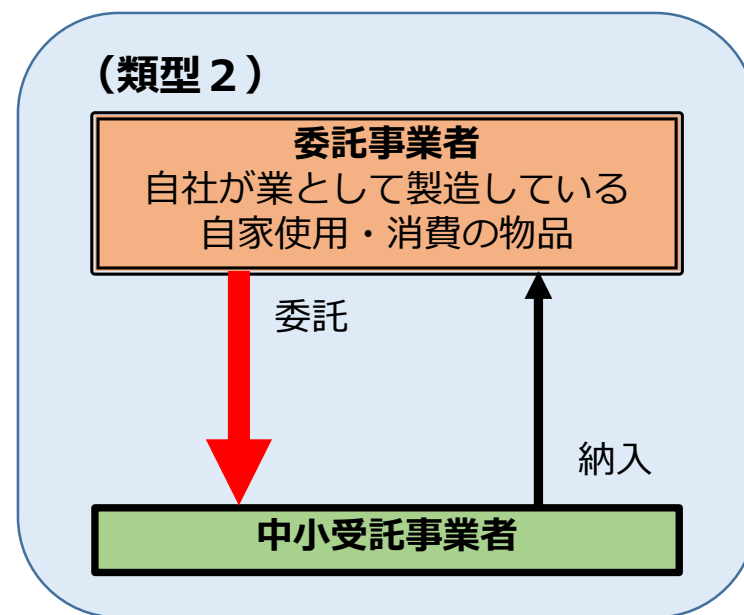
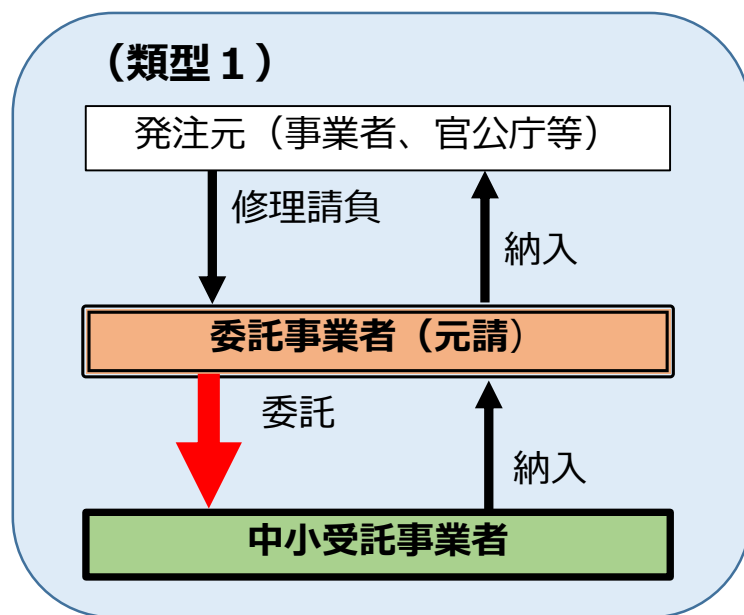
改正案

- 「製造委託」とは、「事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくは専らこれらの製造に用いる金型、木型その他の物品の成形用の型若しくは工作物保持具その他の特殊な工具又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に出発すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又は専らこれらの製造に用いる当該型若しくは工具の製造を他の事業者に出発すること」をいう（法第2条第1項）。
- 「物品」とは、有体物をいう。
- 「専らこれらの製造に用いる型」とは、目的物たる物品等の外形をかたどった物品であって、これらの製造専用のものをいい、「金型」は金属製の型、「木型」は木製の型をいい、「その他の物品の成形用の型」には、金型や木型のほか、例えば、樹脂製の型がこれに該当する。
- 「専らこれらの製造に用いる特殊な工具」とは、汎用性のない工具であって、目的物たる物品等の製造専用のものをいい、「工作物保持具」はいわゆる治具をいう。
- なお、「専らこれらの製造に用いる」型又は工具には、型又は工具の製造を委託した委託事業者が、それを用いて自ら物品等の製造を行う場合に限らず、更に別の事業者に対しその型又は工具を用いて製造するよう委託する場合の型又は工具も含まれる。

修理委託

物品の修理を請け負っている事業者が、その修理を他の事業者へ委託したり、自社で使用する物品を自社で修理している場合に、その修理の一部を他の事業者へ委託することをいいます。

取適法の適用を受ける修理委託は、以下2つのタイプ（類型1及び類型2）となります。



※ **赤矢印部分**が取適法の対象となる取引

※ 修理とは、元来の機能を失った物品に一定の工作を加えて元来の機能を回復させることを指し、物品の価値や性能を高めるようなものは修理には当たりません。

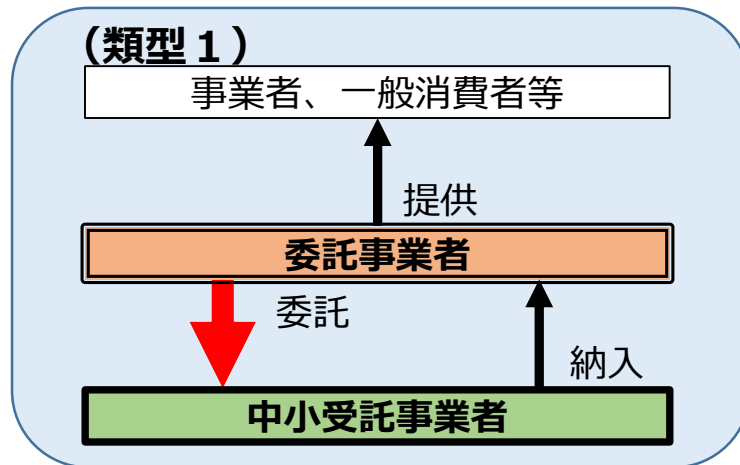
※ 発注元への**出張修理**は、物品を納入するという行為が発生しませんが、**修理に該当します**。13

情報成果物作成委託①

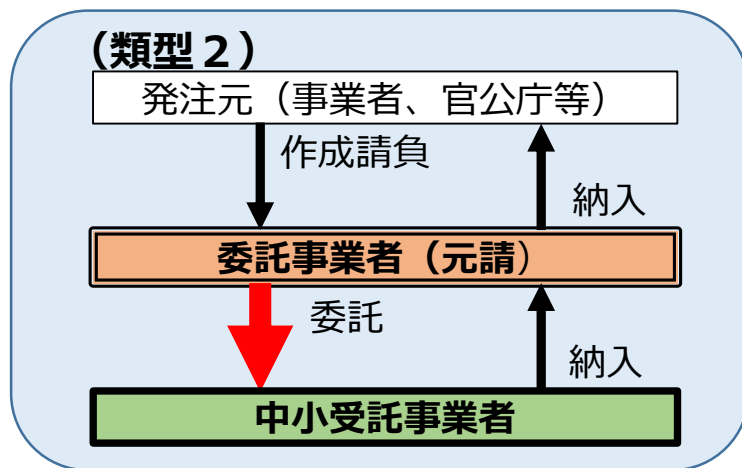
ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザインなどの情報成果物の提供や作成を行う事業者が、他の事業者はその作成作業を委託することをいいます。

取適法の適用を受ける情報成果物の作成委託は、以下3つのタイプ（類型1～類型3）となります。

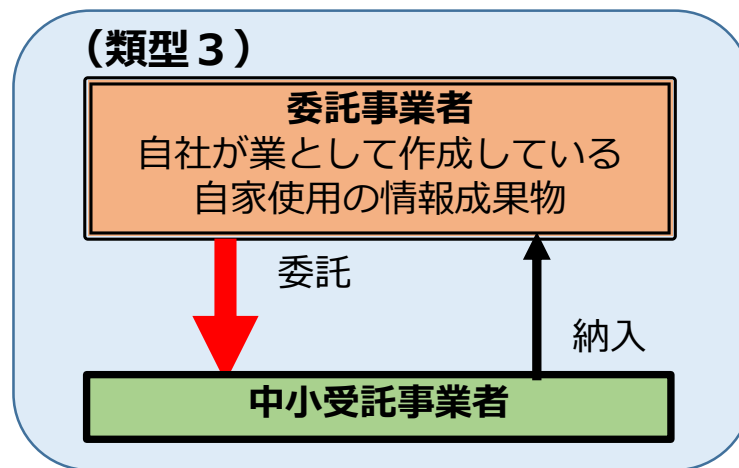
（類型1）



（類型2）



（類型3）



※赤矢印部分が取適法の対象となる取引

情報成果物とは、次のものをいいます。

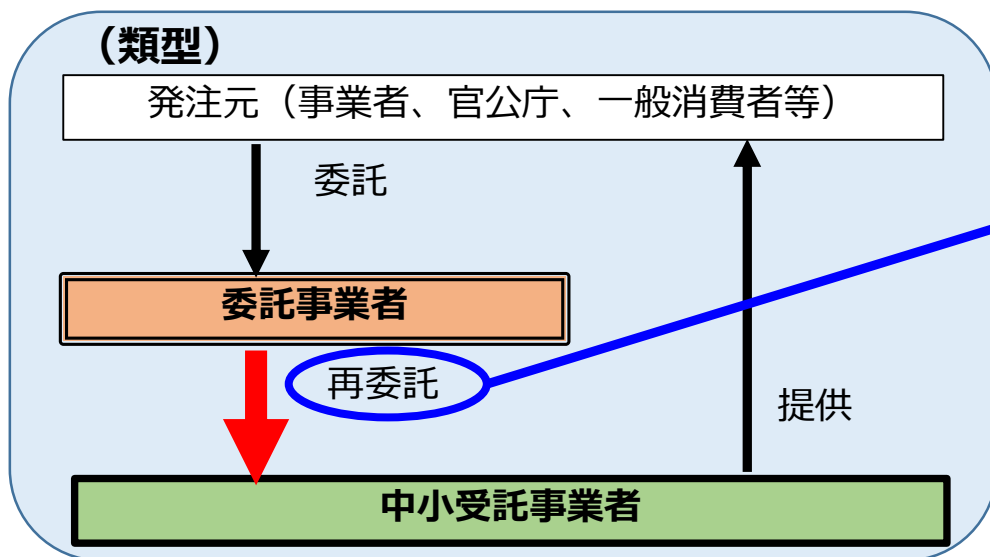
- プログラム（例：TVゲームソフト、会計ソフトなど）
- 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの（例：アニメーションなど）
- 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの
（例：設計図、ポスターのデザインなど）

また、情報成果物には、物品等の附属品（例：家電製品の取扱説明書の内容）、内蔵部品（例：家電製品の制御プログラム）、**物品の設計・デザインに係わる**作成物全般（例：ペットボトルの形のデザイン、半導体の設計図）も含まれます。

役務提供委託①

他者から運送やビルメンテナンスなどの各種サービス（役務）の提供を請け負った事業者が、請け負った役務の提供を他の事業者へ委託することをいいます。ただし、建設業法に規定される建設業を営む事業者が請け負う建設工事は取適法の対象とはなりません。

取適法の適用を受ける役務提供委託は、以下のタイプ（類型）のみとなります。



委託事業者から見て、
「再委託」
に該当するかがポイントです。

※赤矢印部分が取適法の対象となる取引

【役務提供委託のポイント】

① 建設工事は取適法の適用対象外

- 取適法では、**建設業法に規定される建設業を営む者が業として請け負う建設工事は対象となりません。**
- これは、建設工事の下請負については、建設業法において取適法と類似の規定が置かれており、請負契約の適正化等が別途図られているためです。

② 自ら利用する役務（自家利用役務）は取適法の適用対象外

- 役務提供委託として規制される役務とは、委託事業者が**他者に提供する役務**のことであり、**委託事業者が自ら利用する役務は含まれません。**
- 自家利用役務の例としては、自社工場の清掃業務を清掃業者へ委託する場合、社内研修を外部講師へ委託する場合などが挙げられ、これらの委託は適用対象外となります。

特定運送委託①【改正により追加】

運送委託の対象取引への追加【新第2条第5項、第6項関係】

改正理由

- 発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）が顕在化している。

改正内容

- ◆ 発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加し、機動的に対応できるようにする。

改正法

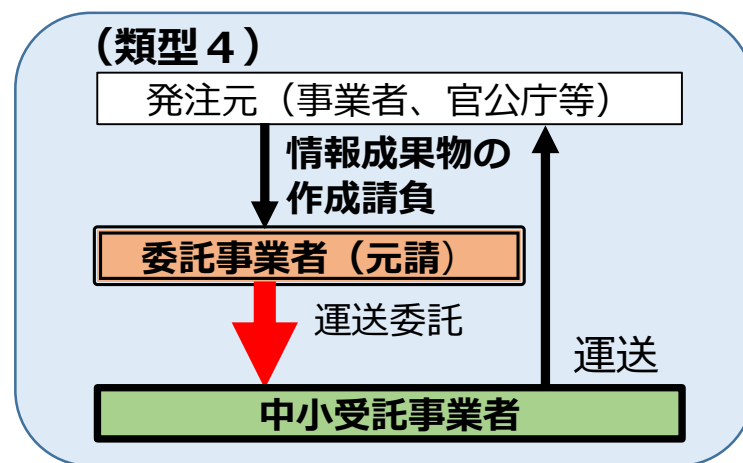
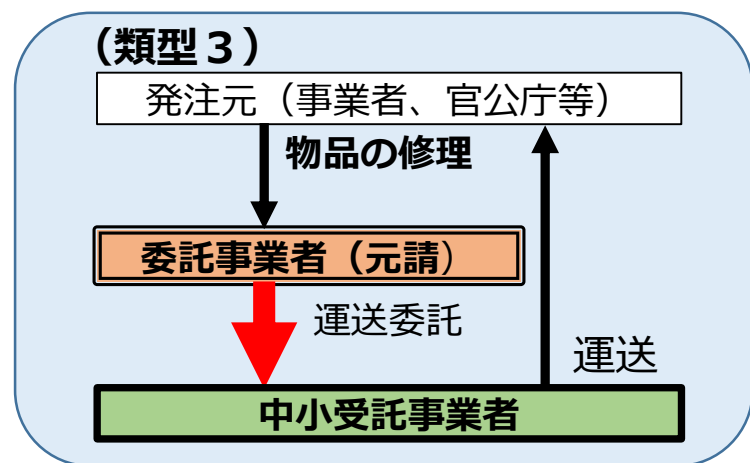
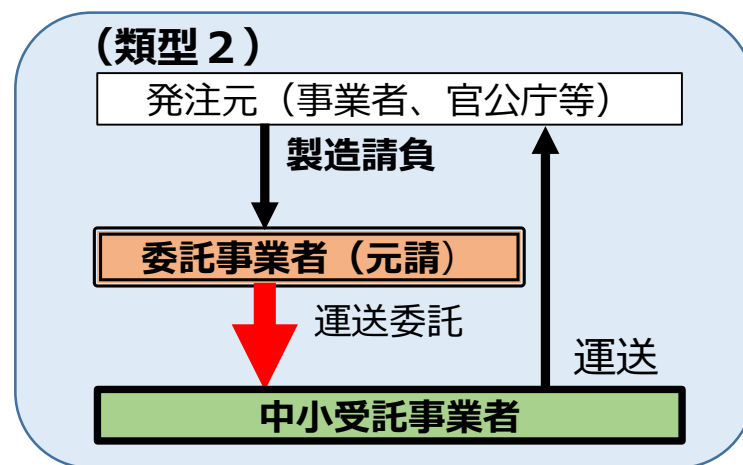
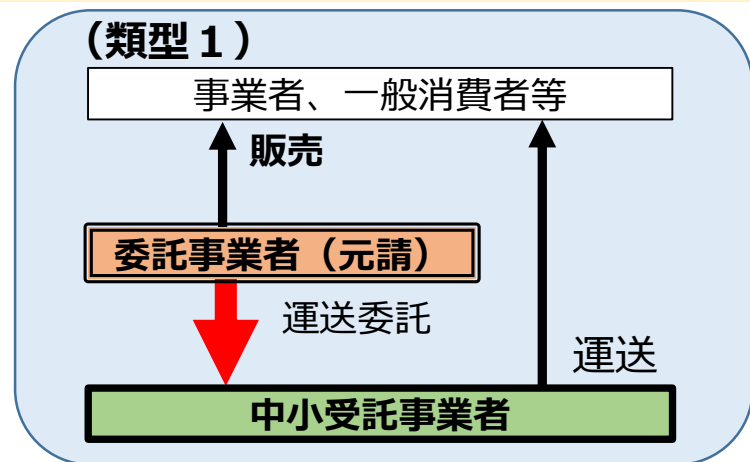
現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



特定運送委託②

事業者が、販売する物品、製造を請け負った物品、修理を請け負った物品又は作成を請け負った情報成果物が記載されるなどした物品について、その取引の相手方に対して運送する場合に、その運送の行為を他の事業者へ委託することをいいます。

取適法の適用を受ける特定運送委託は、以下4つのタイプ（類型1～類型4）となります。



※赤矢印部分が取適法の対象となる取引

【参考】製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準（案）（※意見公募の対象）

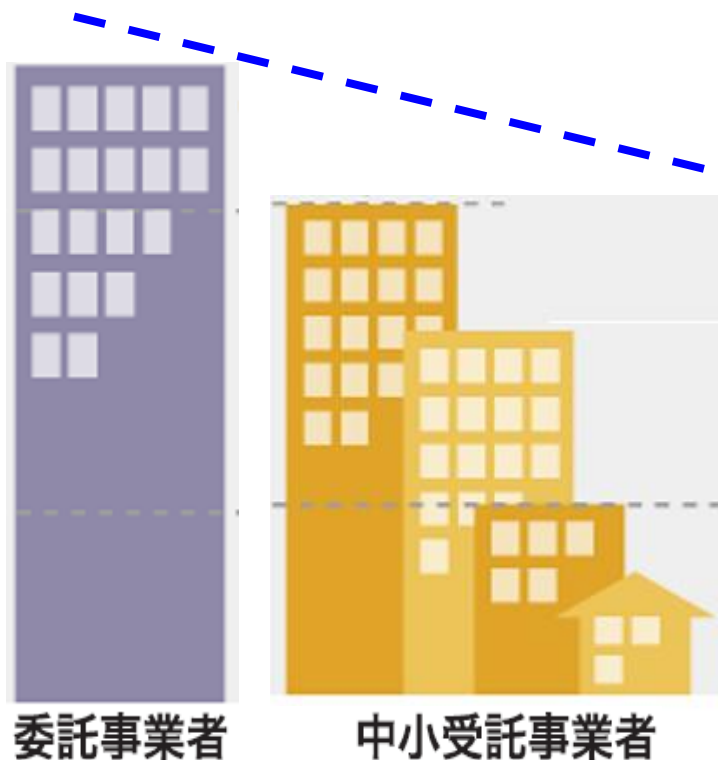
改正案

- 「特定運送委託」とは、「事業者が業として行う販売、業として請け負う製造若しくは業として請け負う修理の目的物たる物品又は業として請け負う作成の目的たる情報成果物が記載され、記録され、若しくは化体された物品の当該販売、製造、修理又は作成における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送の行為の全部又は一部を他の事業者へ委託すること」をいう（法第2条第5項）。
- 「情報成果物が記載された物品」とは、広告用ポスター、設計図等をいい、「情報成果物が記録された物品」とは、会計ソフトのCD-ROM等をいい、「情報成果物が化体された物品」とは、建築模型、ペットボトルの形のデザインの試作品等をいう。
- 「取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）に対する運送」とは、事業者の特定の事業（販売等）における取引の相手方（当該相手方が指定する者を含む。）の占有下に当該取引の目的物等の物品を移動することをいい、運送以外の荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等の附帯業務は含まれない。「当該相手方が指定する者」とは、事業者の特定の事業（販売等）における取引の相手方が当該取引の目的物等の物品を自己以外の者に受け取らせる場合の当該者をいい、例えば、取引の相手方との間で、目的物等の物品の保管を受託する者（倉庫業者）がこれに該当する。
- 「運送の行為の一部を他の事業者へ委託すること」とは、取引の相手方に対する運送のうち、その物品の数量又はその経路の一部の運送を他の事業者へ委託することをいう。

規模要件

取適法では、取引を委託する事業者と受注する事業者の**資本金の額又は従業員の数**によって「委託事業者」、「中小受託事業者」を定義しています。

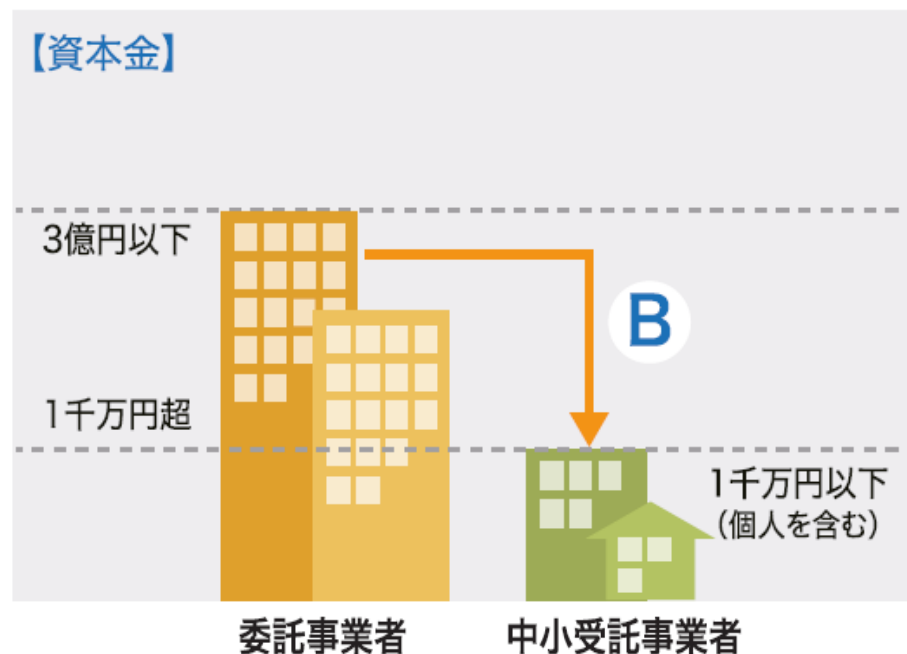
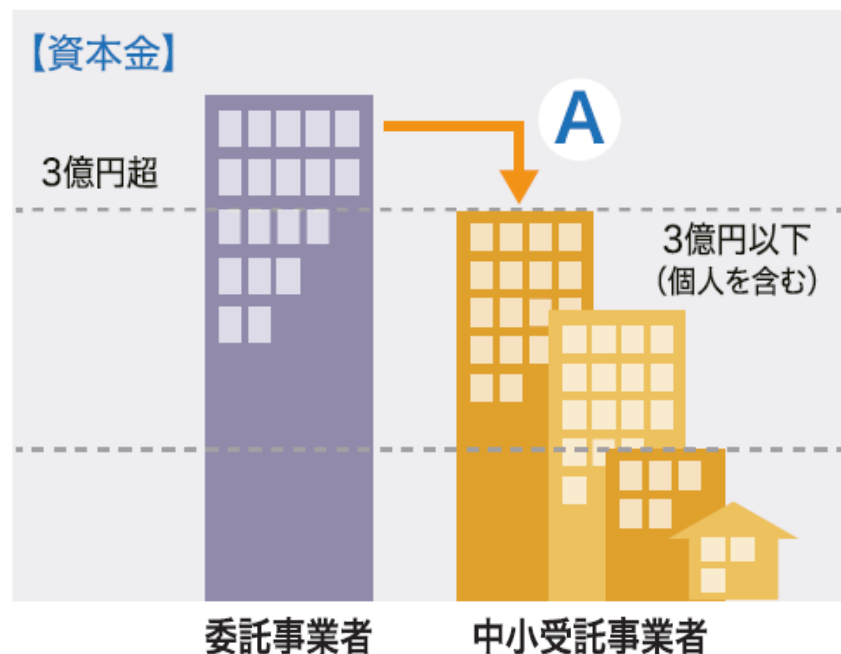
取引の内容に応じて規定されている**資本金基準又は従業員基準に該当する場合**、その取引は「中小受託取引」となります。



取引の内容により定義する
資本金基準及び従業員基準は
異なります。
次頁から詳しく説明します。

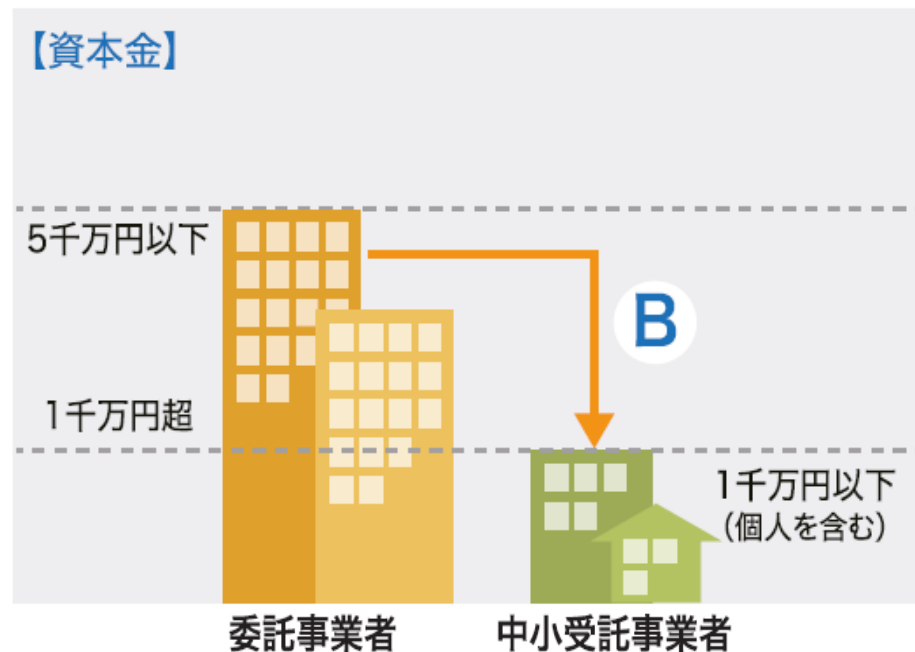
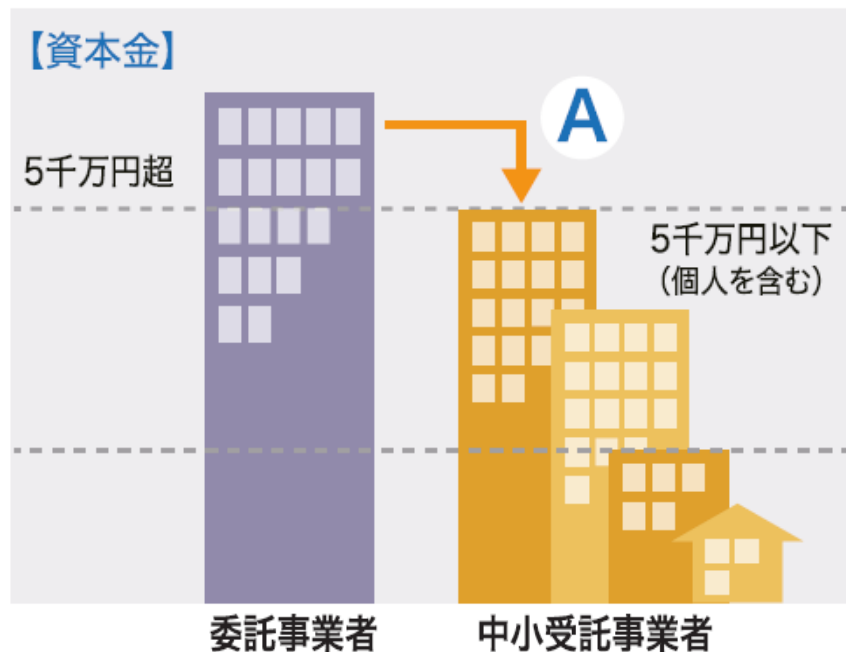
資本金基準①

「**製造委託**」、「**修理委託**」、「**情報成果物作成委託の一部（※）**」、「**役務提供委託の一部（※）**」、「**特定運送委託（改正により追加）**」の場合の資本金基準は以下の2通りです。



（※）プログラムの作成、運送、物品の倉庫保管及び情報処理に係るもの

「情報成果物作成委託（※）」、「役務提供委託（※）」の場合の資本金基準は、以下の2通りです。



（※）プログラムの作成、運送、物品の倉庫保管及び情報処理に係るものを除く

従業員基準①【改正により追加】

従業員基準の追加【新第2条第8項、第9項関係】

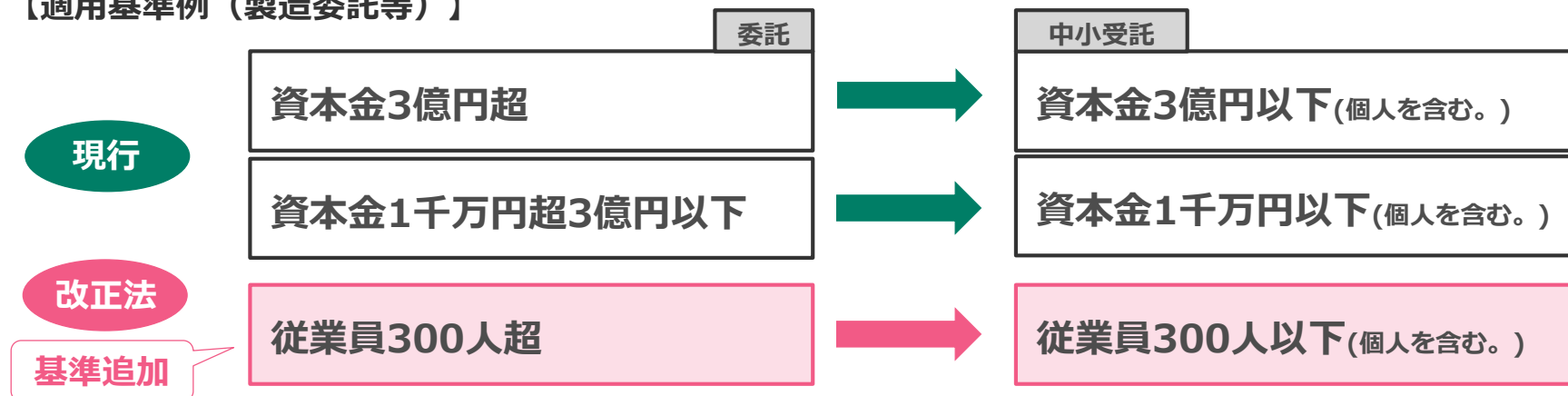
改正理由

- 実質的には事業規模は大きいものの当初の資本金が少額である事業者や、減資をすることによって、本法の対象とならない例がある。
- 本法の適用を逃れるため、受注者に増資を求める発注者が存在する。

改正内容

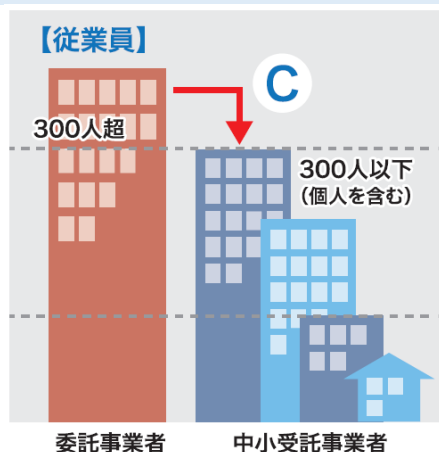
- ◆ 適用基準として従業員数の基準を新たに追加する。
- ◆ 具体的な基準については、本法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点から、従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）を基準とする。

【適用基準例（製造委託等）】



従業員基準②

「製造委託」、「修理委託」、「情報成果物作成委託の一部（※1）」、「役務提供委託の一部（※1）」「特定運送委託（改正により追加）」の場合の従業員基準は以下のとおりです。

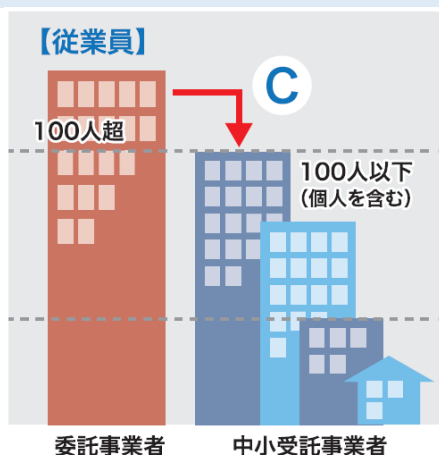


（※1）プログラムの作成、運送、物品の倉庫保管及び情報処理に係るもの

従業員300人超

従業員300人以下
(個人を含む。)

「情報成果物作成委託（※2）」、「役務提供委託（※2）」の場合の従業員基準は、以下のとおりです。



（※2）プログラムの作成、運送、物品の倉庫保管及び情報処理に係るものを除く

従業員100人超

従業員100人以下
(個人を含む。)

資本金基準と従業員基準の適用関係（運用基準案）

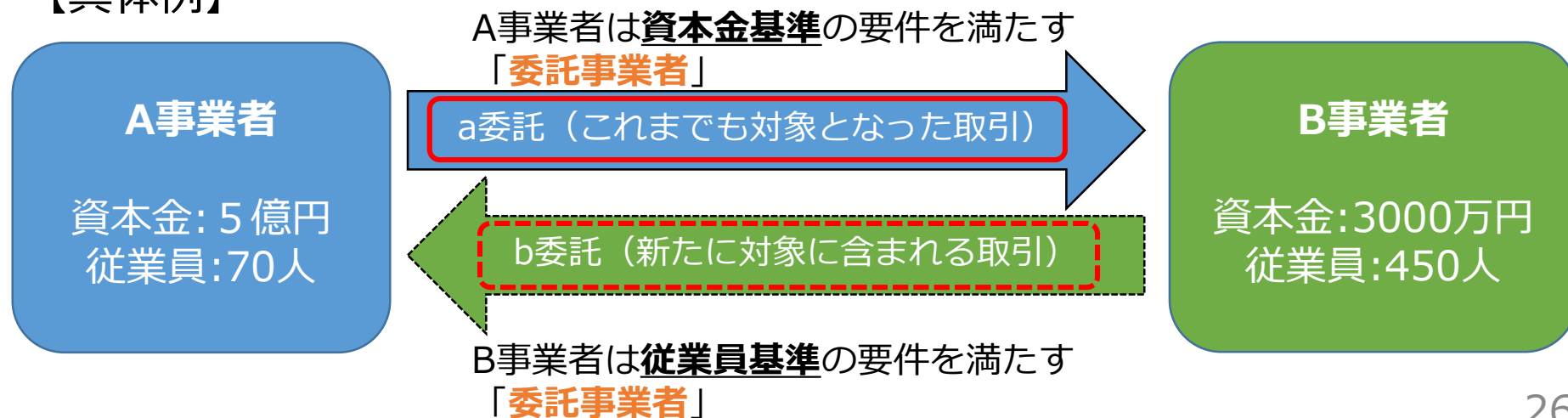
- 委託取引ごとに規模要件を判断。
- **従業員基準は資本金基準が適用されない場合に適用する。**

【適用関係】 ○：要件を満たす ×：要件を満たさない

資本金基準	従業員基準	適用
○	×	資本金基準
×	○	従業員基準
○	○	資本金基準（※）
×	×	適用対象外

※資本金基準と従業員基準の両方の要件を満たす場合には「資本金基準」が適用される。

【具体例】



常時使用する従業員について(運用基準案)

- 「常時使用する従業員」とは、一時的な雇用関係にある者は含まない。
- 「常時使用する従業員の数」は、労働基準法において作成が義務づけられている賃金台帳に記載されている従業員の数で算定する。

【改正案】

「常時使用する従業員」とは、その事業者が使用する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇い入れられる者（1か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のものをいう。

「常時使用する従業員の数」は、当該事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者（労働基準法第108条及び第109条、労働基準法施行規則第55条及び様式第20号等）の数によって算定するものとする。

【参考】 参照条文

○労働基準法（昭和22年法律第49号）
（定義）

第九条 この法律で「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

（賃金台帳）

第百八条 使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。

（記録の保存）

第百九条 使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を五年間保存しなければならない。

○労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）

第五十五条 法第百八条の規定による賃金台帳は、常時使用される労働者（一箇月を超えて引続き使用される日々雇い入れられる者を含む。）については様式第二十号日々雇い入れられる者（一箇月を超えて引続き使用される者を除く。）については様式第二十一号によつて、これを調製しなければならない。

【参考】製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準（案）（※意見公募の対象）

改正案

規模に係る要件（資本金基準及び従業員基準）

- 法の対象となる取引当事者の資本金の額若しくは出資の総額の区分（資本金基準）又は常時使用する従業員の数の区分（従業員基準）は、取引の類型ごとに定められている（法第2条第8項及び第9項）。
- 「常時使用する従業員」とは、その事業者が使用する労働者（労働基準法第9条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇い入れられる者（1か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のもの（以下「対象労働者」という。）をいい、「常時使用する従業員の数」は、その事業者の賃金台帳の調製対象となる対象労働者（労働基準法第108条及び第109条、労働基準法施行規則第55条及び様式第20号等）の数によって算定するものとする。
- 規模に係る要件の適用は委託取引ごとに判断するが、従業員基準は資本金基準が適用されない場合に適用する。
- なお、例えば、2事業者が相互に委託取引を行っている場合には、資本金基準で委託事業者に該当する者が従業員基準で中小受託事業者に、資本金基準で中小受託事業者に該当する者が従業員基準で委託事業者に、それぞれ該当することがある。

委託事業者の義務とは

中小受託取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護のため、委託事業者には以下の**4つの義務が課せられています**。

1. 発注内容等を明示する義務

2. 取引に関する書類等を作成・保存する義務

3. 支払期日を定める義務

4. 遅延利息を支払う義務

発注内容等を明示する義務①

1. 発注内容等を明示する義務

口頭発注による様々なトラブルを未然に防止するため、委託事業者は発注に当たって、発注内容（給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法）等を書面又は電子メールなどの電磁的方法により明示しなければなりません。

※中小受託事業者からの承諾がなくとも電磁的方法による明示が可能となります。

改正のポイント！

発注書面に記載すべき事項（※意見公募の対象の規則案）

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 委託事業者及び中小受託事業者の名称② 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託又は特定運送委託をした日③ 中小受託事業者の給付の内容④ 中小受託事業者の給付を受領する期日⑤ 中小受託事業者の給付を受領する場所⑥ 中小受託事業者の給付の内容について検査をする場合は、検査を完了する期日⑦ 製造委託等代金の額⑧ 製造委託等代金の支払期日 | <ul style="list-style-type: none">⑨ 一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額及びその始期、委託事業者が製造委託等代金債権相当額又は製造委託等代金債務相当額を金融機関へ支払う期日⑩ 電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額及び電子記録債権の満期日⑪ 原材料等を有償支給する場合は、品名、数量、対価、引渡しの日、決済期日及び決済方法⑫ 明示しないものがある場合に、当該未定事項の内容が定められない理由及び当該未定事項の内容を定める予定期日 |
|---|--|

発注内容等を明示する義務②

1. 発注内容等を明示する義務

口頭発注による様々なトラブルを未然に防止するため、委託事業者は発注に当たって、発注内容（給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法）等を書面又は電子メールなどの電磁的方法により明示しなければなりません。

※中小受託事業者からの承諾がなくとも電磁的方法による明示が可能となります。

改正のポイント！

●明示する方法

明示する方法

発注内容等を明示する方法は書面か電磁的方法のみが認められ、どちらの方法とするかは、委託事業者が選択できます（電話など口頭で伝えることは認められません）。



委託事業者

書面の交付

委託事業者が
選択可

電磁的方法による提供



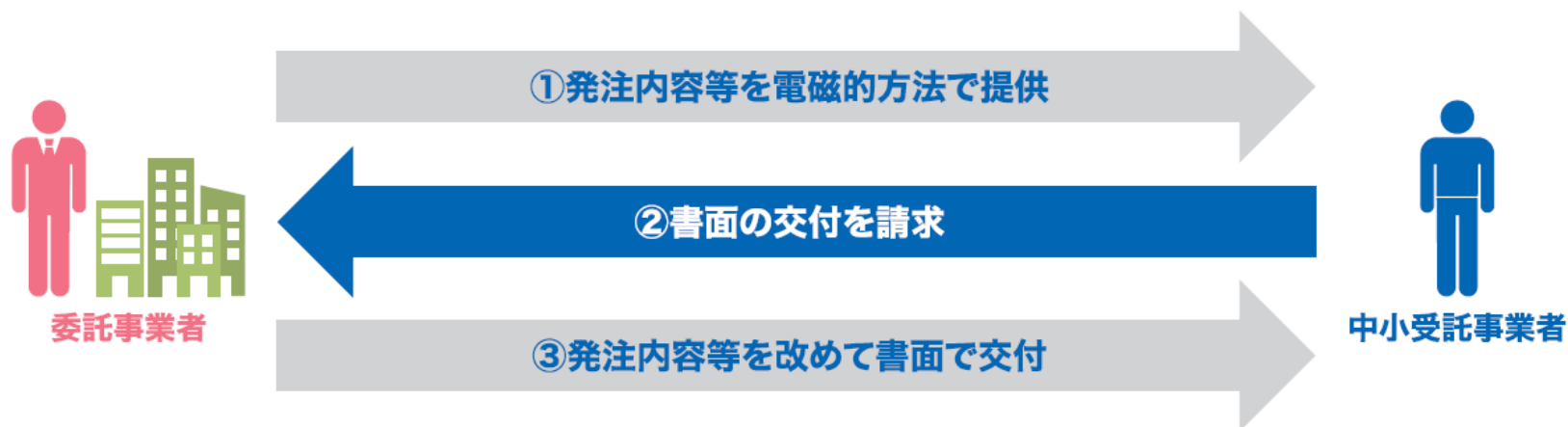
中小受託事業者

発注内容等を明示する義務③

●電磁的方法により発注内容を明示した後に書面を求められた場合の対応

電磁的方法で提供した後に書面を求められた場合の対応

発注内容等を電磁的方法により明示した場合、中小受託事業者から書面の交付を求められたときは、遅滞なく、書面を交付する必要があります。ただし、中小受託事業者の保護に支障を生ずることがない場合には、必ずしも書面を交付する必要はありません。



改正案

明示の方法

- 法第4条第1項の規定による明示は、明示事項を記載し又は記録した書面又は電磁的記録の交付又は電磁的方法による提供により行わなければならない。
- 明示事項を記録した電磁的記録を電磁的方法により提供する場合は、次のいずれかの方法によるが、その方法は、明示事項が中小受託事業者の使用に係る電子計算機（コンピュータ、スマートフォン等）の映像面に文字、番号、記号その他の符号で明確に表示されるものでなければならない。
 - 電子メールその他のその受信する者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信を送信する方法（明示規則第2条第1項第1号）

「電子メールその他のその受信する者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信を送信する方法」とは、電子メール、EDI等のほか、ショートメッセージサービスやソーシャルネットワーキングサービスのメッセージ機能等、受信者を特定して送信することのできる電気通信を送信する方法をいう。
 - 電磁的記録を記録した記録媒体を交付する方法（明示規則第2条第1項第2号）

例えば、委託事業者が明示事項を記載した電子ファイルのデータを保存したUSBメモリやCD-R等を中小受託事業者に交付することは、これに該当する。

取引に関する書類等を作成・保存する義務①

2. 取引に関する書類等を作成・保存する義務

製造委託をはじめとする中小受託取引が完了した場合、委託事業者は、給付内容、製造委託等代金の額など、取引に関する記録を書類または電磁的記録として作成し、2年間保存することが義務付けられています。

記載すべき事項は、以下のとおりです。

具体的な必要記載事項（※意見公募の対象の規則案）

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 中小受託事業者の名称② 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託又は特定運送委託をした日③ 中小受託事業者の給付の内容④ 中小受託事業者の給付を受領する期日⑤ 中小受託事業者から受領した給付の内容及び給付を受領した日⑥ 中小受託事業者の給付の内容について検査をした場合は、検査を完了した日、検査の結果及び検査に合格しなかった給付の取扱い⑦ 中小受託事業者の給付の内容について、変更又はやり直しをさせた場合は、内容及び理由 | <ul style="list-style-type: none">⑧ 製造委託等代金の額⑨ 製造委託等代金の支払期日⑩ 製造委託等代金の額に変更があった場合は、増減額及び理由⑪ 支払った製造委託等代金の額、支払った日及び支払手段⑫ 製造委託等代金の支払につき金銭以外の支払手段を使用した場合は、以下の事項<ul style="list-style-type: none">イ 当該支払手段の種類、名称、価額ロ 支払手段を使用した日ハ 中小受託事業者が当該支払手段の引換えによって得ることとなる金銭の額その引換えに関する事項 |
|--|---|

（次頁に続きます。）

取引に関する書類等を作成・保存する義務②

具体的な必要記載事項（※意見公募の対象の規則案）（続き）

（前頁からの続きです。）

- ⑬ 一括決済方式で支払うこととした場合は、金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額及び期間の始期並びに委託事業者が製造委託等代金債権相当額又は製造委託等代金債務相当額を金融機関へ支払った日、その他当該貸付け又は支払に関する事項
- ⑭ 電子記録債権で支払うこととした場合は、電子記録債権の額、中小受託事業者が製造委託等代金の支払を受けることができることとした期間の始期及び電子記録債権の満期日、その他当該電子記録債権の使用に関する事項
- ⑮ 原材料等を有償支給した場合は、その品名、数量、対価、引渡しの日、決済をした日及び決済方法
- ⑯ 製造委託等代金の一部を支払い又は原材料等の対価を控除した場合は、その後の製造委託等代金の残額
- ⑰ 遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を支払った日
- ⑱ 明示しないこととした事項がある場合に、当該事項の内容が定められなかった理由、当該事項の内容を明示した日及びその内容

このように、委託事業者は取引に関する書類を作成し、2年間保存する義務があります。

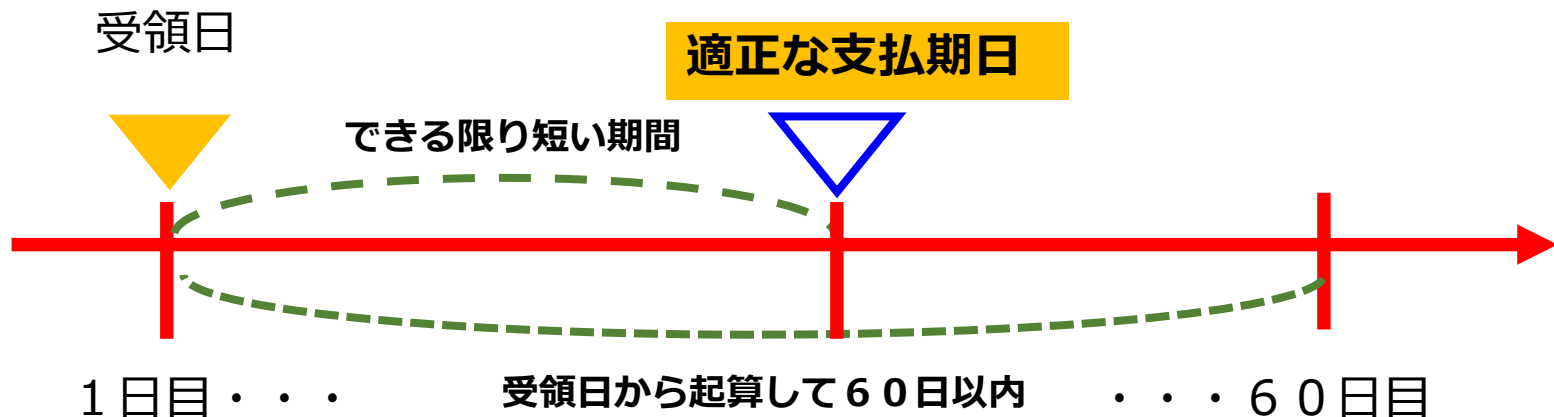
支払期日を定める義務

3. 支払期日を定める義務

委託事業者は、検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を**受領した日から起算して60日以内**の**できる限り短い期間内**で、製造委託等代金の支払期日を定めなくてはなりません。

支払期日を定めなかった場合などには、次のように支払期日が法定されます。

- ア 当事者間で支払期日を定めなかったときは、物品等を実際に受領した日
- イ 当事者間で合意された取決めがあっても、物品等を受領した日から60日を超えて定めたときは、受領した日から起算して60日を経過した日の前日

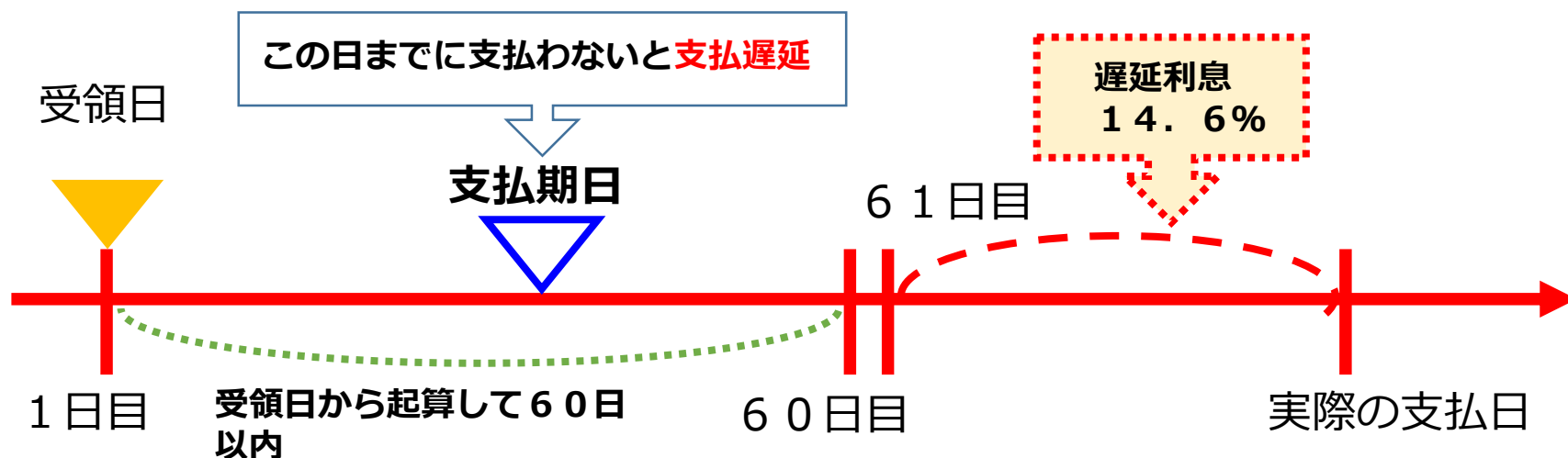


遅延利息を支払う義務

4. 遅延利息を支払う義務

委託事業者が、支払期日までに製造委託等代金を支払わなかった場合、受領した日から起算して60日を経過した日から実際に支払が行われる日までの期間、その日数に応じ**中小受託事業者に対して遅延利息(年率14.6%)を支払う義務があります。**

この遅延利息は、民法、商法や当事者間で合意して決めた利率に優先して適用されます。当事者間でこの遅延利息と異なる約定利率(10%など)を定めていても、その約定利率は適用されません。



※ 「遅延利息を支払えば製造委託等代金の支払を遅らせてよい」というものではありませんので御注意ください。

委託事業者の禁止行為とは

中小受託取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護のため、委託事業者による以下の11項目の行為は禁止されています。

たとえ中小受託事業者の了解を得ていても、また、委託事業者に違法性の意識がなくても、これらの規定に触れる行為は本法違反となりますので十分に注意してください。

委託事業者の禁止行為

【第5条第1項に該当する行為】

- ①受領拒否の禁止 **Point！ 内容改正**
- ②製造委託等代金の支払遅延の禁止
- ③製造委託等代金の減額の禁止
- ④返品 of 禁止
- ⑤買ったたきの禁止
- ⑥購入・利用強制の禁止
- ⑦報復措置の禁止

【第5条第2項に該当する行為】

- ⑧有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- ⑨不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- ⑩不当な給付内容の変更・やり直しの禁止
- ⑪協議に応じない一方的な代金決定の禁止

Point！ 改正により追加

受領拒否①

受領拒否(第5条第1項第1号)

中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等の受領を拒否することです。発注の取消し、納期の延長などで納品物を受け取らない場合も、受領拒否に当たります。

「受領」とは、中小受託事業者が納入したものを検査の有無に関わらず受け取る行為であって、**委託事業者が事実上支配下に置けば、受領したことになります。**

中小受託事業者に責任があるとして、受領を拒むことができるのは、以下の場合のみです。

- ① 中小受託事業者の給付の内容が発注書面に明記された委託内容と異なる場合又は中小受託事業者の給付に瑕疵等がある場合
- ② 中小受託事業者の給付が、発注書面に明記された納期までに行われなかったため、給付そのものが不要になった場合

違反行為想定事例

テレビ局



番組制作会社

中小受託事業者は放送番組の作成を既に完了したところ、番組出演者の不祥事が発生したことを理由として当該番組を放送しないこととし、当該放送番組の映像データを受領しなかった。

スーパー



食料品メーカー

中小受託事業者の事情を考慮せずに一方的に納期の短縮を指示し、中小受託事業者は従業員を残業させて間に合うように努めたが、期日までに納入できなかった。委託事業者は、納期遅れを理由に、中小受託事業者が生産したプライベートブランド商品を受領しなかった。

上記の事例は、いずれも中小受託事業者に責任がないのに発注した物品等の受領を拒否する行為として違反になります。

委託事業者の一方的な都合により中小受託事業者からの給付の受領を拒否することは違反となります。

製造委託等代金の支払遅延①

製造委託等代金の支払遅延(第5条第1項第2号)

発注した物品等の受領日から、60日以内に定められている支払期日までに製造委託等代金を支払わないことです。物品等の検査、検収に日数がかかる場合でも、受領後60日以内に支払わなければ支払遅延となります。

また、①手形を交付することや、②電子記録債権や一括決済方式について、支払期日までに製造委託等代金に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用することも、支払遅延に該当し、禁止されます。

改正の
ポイント!

支払期日の考え方については
「**委託事業者の義務（支払期日を定める義務）**」(p.36)の
項目を再度御確認ください。

「毎月末日納品締切、翌月末日支払」といった締切制度を設ける場合の注意事項

- ① 締切日から支払までの期間が60日以内ではなく、**受領（納品）から支払までの期間が60日を超えないことが必要**です。
- ② 検収締切制度は直ちに本法違反とはなりませんが、**検査に合格してから支払までの期間が60日以内ではなく、受領（納品）から支払までの期間が60日を超えないことが必要**です。
- ③ 支払日が金融機関の休業日と重なる場合、**事前に中小受託事業者と合意及び書面化しているのであれば、2日間までは順延が認められます。**

製造委託等代金の支払遅延②

違反行為想定事例

ソフトウェア販売業者



ソフトウェアメーカー

検収後支払を行う制度を採用しているところ、納入されたプログラムの検査に3か月を要したため、納入後60日を超えて製造委託等代金を支払っていた。

精密機械メーカー



部品メーカー

中小受託事業者に対して、手形を交付することによって製造委託等代金を支払っていた。

上記の事例は、中小受託事業者から物品等を受領した日から60日を超えて製造委託等代金を支払っており、支払遅延行為として違反になります。

また、「中小受託事業者からの請求書の提出が遅かったから」というのは、**支払遅延を正当化する理由にはなりません。**

手形払等の禁止【改正】

手形払等の禁止【新第5条第1項第2号関係】

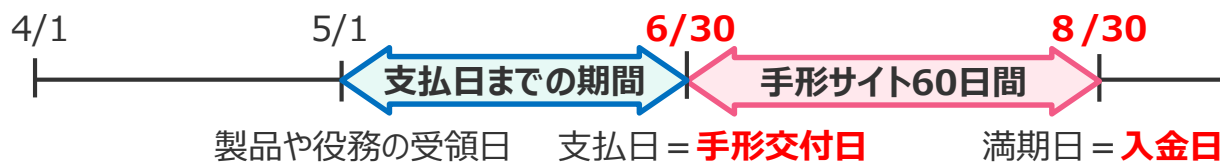
改正理由

- 支払手段として手形等を用いることにより、発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習が続いている。

改正内容

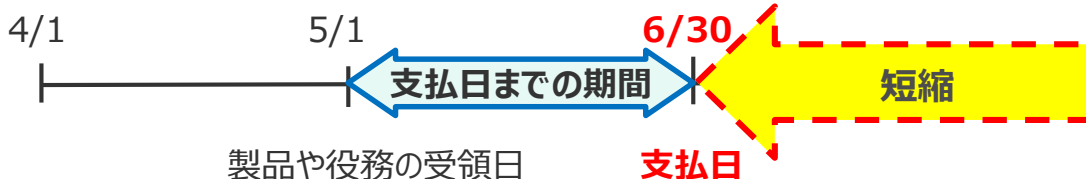
- ◆ 中小受託事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、手形払を認めないこととする。
- ◆ 電子記録債権やファクタリングについても、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めないこととする。

現行



支払日までの期間（60日） + 手形サイト（60日） = 現金受領までの期間【120日】

改正法



支払日までの期間（60日） = 現金受領までの期間【60日】

金銭及び手形以外の支払手段の取扱い(運用基準案)

- 「金銭及び手形以外の支払手段」とは、一括決済方式や電子記録債権（いわゆる「でんさい」など）などをいう。
- 上記支払手段については、支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めない（支払遅延に該当する）。
- 手数料とは、例えば、発生記録手数料、譲渡記録手数料、受取手数料、割引手数料等をいう。

【改正案】

✓ 満期日が支払期日「以前」の場合

一括決済方式や電子記録債権の利用は、認められる。

しかし、満期日までに支払不能等が生じ、金銭と引き換えられない場合は「製造委託等代金を支払わない」ことに該当する。

✓ 満期日が支払期日より「後」の場合

一括決済方式や電子記録債権の利用は、原則として認められない。

たとえ割引料を委託事業者が上乗せして負担したとしても、中小受託事業者が支払期日に金銭を直接受け取れず、自ら割引を受けるなどの行為が必要な場合には、満額の金銭を受領した状態となることが確保されていないため。

【具体例】

○電子記録債権の使用による支払遅延

委託事業者は、中小受託事業者に対して、電子記録債権によって製造委託等代金を支払う際に、支払期日より後に満期日が到来する電子記録債権を使用し、支払期日に金銭を受領するために中小受託事業者において割引を受けることを必要とさせていた。

○一括決済方式の使用による支払遅延

委託事業者は、中小受託事業者に対して、一括決済方式によって製造委託等代金を支払う際に、支払期日以前に決済日が到来する一括決済方式を使用していたが、決済に伴い生じる受取手数料を中小受託事業者に負担させていた。

手形以外の支払手段における支払期日の取り扱い

四 条 規 則 改 正 案

第一条柱書

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（以下「法」という。）第四条第一項の規定による明示は、次に掲げる事項を記載し又は記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の交付又は電磁的方法による提供により行わなければならない。

第一項第四号 製造委託等代金の額及び支払期日

同項第五号

□ 当該金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとする額及びその期間の始期

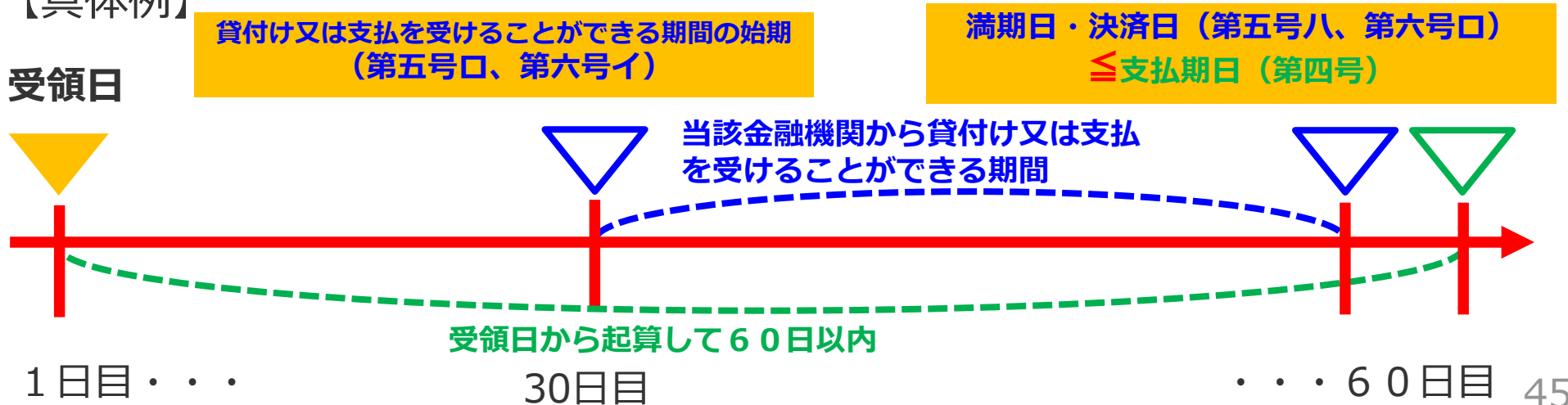
八 当該代金債権又は当該代金債務の額に相当する額の金銭を当該金融機関に支払う期日

同項第六号

イ 当該電子記録債権の額及び中小受託事業者が製造委託等代金の支払を受けることができることとする期間の始期

□ 電子記録債権法第十六条第一項第二号に規定する当該電子記録債権の支払期日

【具体例】



【参考】製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準（案）（※意見公募の対象）

改正案

- 製造委託等代金の支払について、「手形を交付すること」並びに「金銭及び手形以外の支払手段であって当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるものを使用すること」は、支払遅延に該当する。
- 「金銭及び手形以外の支払手段」には、例えば、一括決済方式（明示規則第1条第1項第5号に規定する債権譲渡担保方式又は同号に規定するファクタリング方式若しくは同号に規定する併存的債務引受方式をいう。）、電子記録債権（同項第6号に規定する電子記録債権をいう。）が該当する。
- 「当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるもの」とは、金銭による支払と同等の経済的効果が生じるとはいえない支払手段をいう。例えば、①一括決済方式又は電子記録債権の支払の期日（いわゆる満期日・決済日等）が製造委託等代金の支払期日より後に到来する場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の支払期日に金銭を受領するために、当該支払手段を担保に融資を受けて利息を支払ったり、割引を受けたりする必要があるもの、②一括決済方式又は電子記録債権を使用する場合に、中小受託事業者が当該支払手段の決済に伴い生じる受取手数料等を負担する必要があるものがこれに該当する。
- これらの支払手段のうち、満期日・決済日等が製造委託等代金の支払期日以前に到来するものを使用することは認められるが、当該支払手段について満期日・決済日等までに支払不能等が生じ、中小受託事業者が当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることができないような場合は「製造委託等代金を支払わない」ことに該当するため、委託事業者は、支払期日までに、当該製造委託等代金を支払う必要がある。他方、満期日・決済日等が製造委託等代金の支払期日より後に到来するものについては、委託事業者が支払期日における割引料等を負担することとする場合であっても、支払期日に金銭を受領するために、中小受託事業者において割引を受ける等の行為を要するときは、金銭による支払と同等の経済的効果が生じるとはいえないことから、「当該製造委託等代金の支払期日までに当該製造委託等代金の額に相当する額の金銭と引き換えることが困難であるもの」として取り扱う。

製造委託等代金の減額①

製造委託等代金の減額(第5条第1項第3号)

中小受託事業者には責任がないのに、発注時に決定した製造委託等代金を発注後に減額することです。協賛金の徴収、原材料価格の下落など、名目や方法、金額にかかわらず、あらゆる減額行為が禁止されています。

中小受託事業者との合意があつたとしても、中小受託事業者には責任がないのに製造委託等代金を減額することは違反となります。**現行法である下請法違反として勧告・公表される行為のうち最も多い行為です。**

中小受託事業者には責任があるとして製造委託等代金の減額ができるのは、以下の場合のみです。
(※意見公募の対象の運用基準案)

●受領拒否

中小受託事業者の責めに帰すべき理由(瑕疵、納期遅れ等)がある場合であつて、

- ① 当該理由があるとして、中小受託事業者の給付の受領を拒んだ場合
- ② 当該理由がある旨を中小受託事業者にあらかじめ伝えた上でその給付を受領した場合に、委託内容に合致させるために委託事業者が自ら手直しをした場合に、手直しに要した費用など客観的に相当と認められる額を減ずるとき
- ③ 当該理由がある旨を中小受託事業者にあらかじめ伝えた上でその給付を受領した場合に、委託内容に合致させるために、瑕疵等の存在又は納期遅れによる商品価値の低下が明らかな場合に、客観的に相当と認められる額を減ずるとき

●返品

中小受託事業者の責めに帰すべき理由(瑕疵、納期遅れ等)がある場合であつて、

- ① 当該給付を受領した後、当該理由があるとして、中小受託事業者は、その給付に係るものを引き取らせた場合
- ② 当該給付を受領した後、当該理由がある旨を中小受託事業者にあらかじめ伝えた上でその給付に係るものを引き取らなかった場合に、委託内容に合致させるために委託事業者が自ら手直しをした場合に、手直しに要した費用など客観的に相当と認められる額を減ずるとき
- ③ 当該給付を受領した後、当該理由がある旨を中小受託事業者にあらかじめ伝えた上でその給付に係るものを引き取らなかった場合に、委託内容に合致させるために瑕疵等の存在又は納期遅れによる商品価値の低下が明らかな場合に、客観的に相当と認められる額を減ずるとき

振込手数料の負担に係る運用変更（運用基準案）

- 企業取引研究会において、代金の振込手数料は発注者が負担することが合理的な商慣習であるとの意見があり、同研究会報告書において、振込手数料を受注者に負担させる行為は、合意の有無にかかわらず違反に当たることとするよう、運用基準を見直すべきとの結論が取りまとめられた。
- これを踏まえ、**振込手数料を受注者に負担させる行為は、合意の有無にかかわらず違反**とするよう、運用基準を見直すこととする。

【改正前】

発注前に下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の振込手数料について、下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合には、親事業者が負担した実費の範囲内で当該手数料を差し引いて下請代金を支払うことが認められる。



【改正案】

中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、委託事業者が製造委託等代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を中小受託事業者に負担させ、製造委託等代金から差し引いて支払うことは減額に当たる。

【参考】製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準（案）（※意見公募の対象）

改正前

- 法第4条第1項第3号で禁止されている下請代金の減額とは、「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること」である。
 - 下請代金の額を「減ずること」には、親事業者が下請事業者に対して、
 - 下請事業者と書面で合意することなく、下請代金を下請事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を下請事業者に負担させ、下請代金から差し引くこと。
 - 下請代金を下請事業者の金融機関口座へ振り込む際の手数料を下請事業者に負担させることを書面で合意している場合に、下請代金の額から金融機関に支払う実費を超えた額を差し引くこと。
- 等も含まれる。

改正案

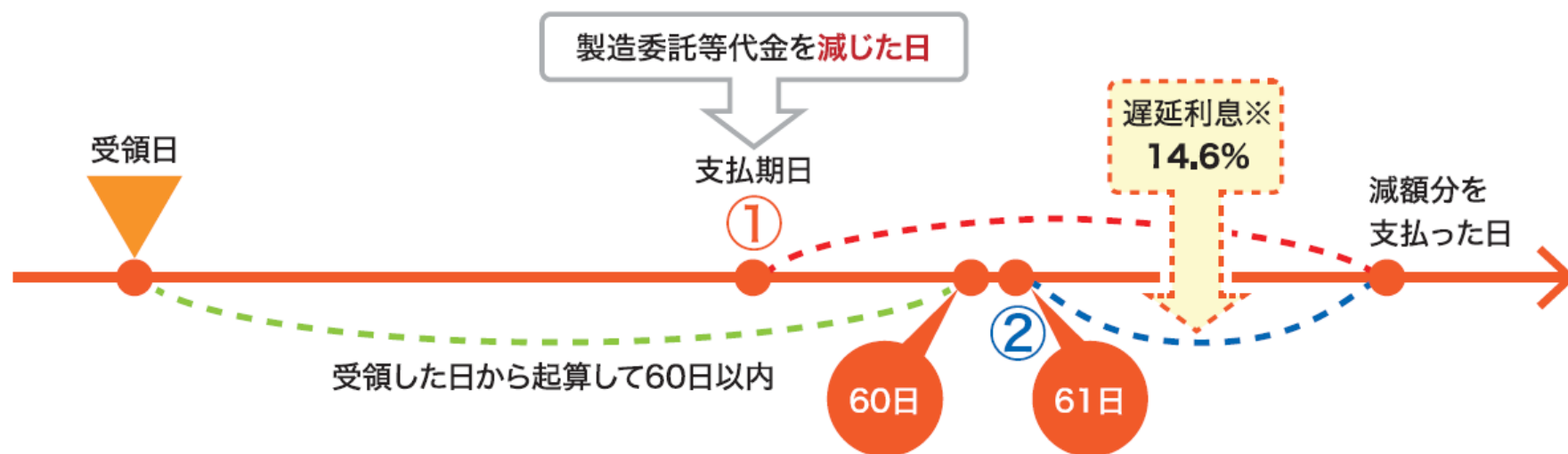
- 法第5条第1項第3号で禁止されている製造委託等代金の減額とは、「中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに、製造委託等代金の額を減ずること」である。
 - 製造委託等代金の額を「減ずること」には、委託事業者が中小受託事業者に対して、
 - 中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、製造委託等代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を中小受託事業者に負担させ、製造委託等代金から差し引くこと。
- 等も含まれる。

製造委託等代金の減額②

委託事業者が、中小受託事業者に責任がないのに、発注時に決定した製造委託等代金の額を減じた場合、起算日から実際に減じた額の支払をする日までの期間について、**減じた額に対して遅延利息を支払う義務が新たに追加**されます。この場合における遅延利息の起算日は、減額を行った日又は中小受託事業者から給付を受領した日から起算して60日を経過した日のいずれか遅い日となります。

改正のポイント！

この遅延利息は、民法、商法や当事者間で合意して決めた利率に優先して適用されます。当事者間でこの遅延利息と異なる約定利率(10%など)を定めていても、その約定利率は適用されません。



※製造委託等代金を減じた日(①)又は中小受託事業者の給付を受領した日から起算して60日を経過した日(②)のいずれか遅い日が起算日となります。

なお、②以降に減額を行った場合には、製造委託等代金を減じた日から減額に対する遅延利息が発生することとなります。

製造委託等代金の減額③

違反行為想定事例

自動車メーカー



部品メーカー

自動車の部品の製造委託に関し、単価引下げの合意前に発注した部品について引下げ後の単価を遡って適用することにより、引下げ前の単価を適用した額と引下げ後の単価を適用した額との差額に相当する額を差し引いて製造委託等代金を支払っていた。

ゲームソフトメーカー



デザイン制作会社

オンラインゲームの開発に当たり、キャラクターデザイン等の制作を委託しているところ、業績の悪化により制作に係る予算が減少したことを理由に、製造委託等代金の額を減じていた。

上記の事例は、いずれも製造委託等代金の減額行為として違反になります。

返品(第5条第1項第4号)

中小受託事業者には責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品することです。不良品などがあった場合には、受領後6か月以内に限り、返品することが認められています。

委託事業者の取引先からのキャンセルや商品の入替え等の名目や数量の多寡を問わず、また、中小受託事業者との合意があったとしても、中小受託事業者には責任がないのに返品することは違反となります。

中小受託事業者には責任があるとして、返品できるのは、以下の場合のみです。

- ① 中小受託事業者の給付の内容が発注書面に明記された委託内容と異なる場合
- ② 中小受託事業者の給付に瑕疵等がある場合

違反行為想定事例

電気機器メーカー



部品メーカー

生産計画の変更を理由に、余剰になった部品を返品していた。

広告制作会社



広告制作会社

中小受託事業者に制作を委託した広告について、一旦受領したにもかかわらず、取引先からキャンセルされたことを理由に返品していた。

上記の事例は、いずれも返品行為として違反になります。

買ったたき①

買ったたき(第5条第1項第5号)

発注する物品・役務等に通常支払われる対価に比べ著しく低い製造委託等代金を不当に定めることです。通常支払われる対価とは、同種又は類似品等の市価です。製造委託等代金は、中小受託事業者と事前に協議の上、定める必要があります。

「通常支払われる対価」とは、同種又は類似品等の市価のことをいいます。

製造委託等代金は、中小受託事業者と事前に十分協議を重ねた上で定める必要があります。

買ったたきに該当するか否かは、以下の4つの要素を勘案して総合的に判断されます。

- ① 製造委託等代金の額の決定に当たり、中小受託事業者と十分な協議が行われたかどうかなど対価の決定方法
- ② 差別的であるかどうかなど対価の決定内容
- ③ 「通常支払われる対価」と当該給付に支払われる対価との乖離状況
- ④ 当該給付に必要な原材料等の価格動向

違反行為想定事例

家電メーカー



部品メーカー

量産が終了し、補給品として僅かに発注するだけで発注数量が大幅に減少しているにもかかわらず、単価を見直すことなく、一方的に量産時の大量発注を前提とした単価により通常の特価を大幅に下回る製造委託等代金の額を定めた。

荷主



運送会社

従来の運送単価から一律に一定率で単価を一方的に引き下げることにより、通常の特価を大幅に下回る製造委託等代金の額を定めた。

上記の事例は、いずれも買ったたき行為として違反になります。

購入・利用強制(第5条第1項第6号)

中小受託事業者に発注する物品の品質を維持するためなどの正当な理由がないのに、委託事業者が指定する物(製品、原材料等)、役務(保険、リース等)を強制して購入、利用させることです。

「委託事業者が指定する物、役務」とは、**委託事業者自らが販売するものに限りません。**

委託事業者の子会社、関連会社、取引先特約店等が販売する商品、役務も含まれます。

「強制して」の考え方

- ① 物の購入又は役務の利用を取引の条件とする場合、購入又は利用しないことに対して不利益を与える場合のほか、取引関係を利用して、事実上、購入又は利用を余儀なくさせている場合も含まれます。
- ② 中小受託取引においては、委託事業者が任意に購入等を依頼したと思っても、中小受託事業者にとってはその依頼を拒否できない場合もあり得るので、事実上、中小受託事業者に購入等を余儀なくさせていると認められる場合は本法違反となります。

違反行為想定事例

冠婚葬祭業者



取引先納入業者

冠婚葬祭式の施行に係る司会進行、美容着付け等の実施を委託している中小受託事業者に対して、委託内容と直接関係ないにもかかわらず、支配人又は発注担当者から、おせち料理等の購入を要請し、あらかじめ従業員又は冠婚葬祭式場等ごとに定めていた販売目標数量に達していない場合には再度要請するなどして、購入させていた。

上記の事例は、購入・利用強制行為として違反になります。

報復措置(第5条第1項第7号)

委託事業者の違反行為を公正取引委員会、中小企業庁又は事業所管省庁に知らせたことを理由に、その中小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止など、不利益な取扱いをすることです。

改正により追加！

この規定が設けられたねらい

中小受託事業者が委託事業者の報復を恐れず公正取引委員会や中小企業庁、事業所管省庁に対し、委託事業者の本法違反行為を申告できるようにするために設けられました。

面的執行の強化【改正】

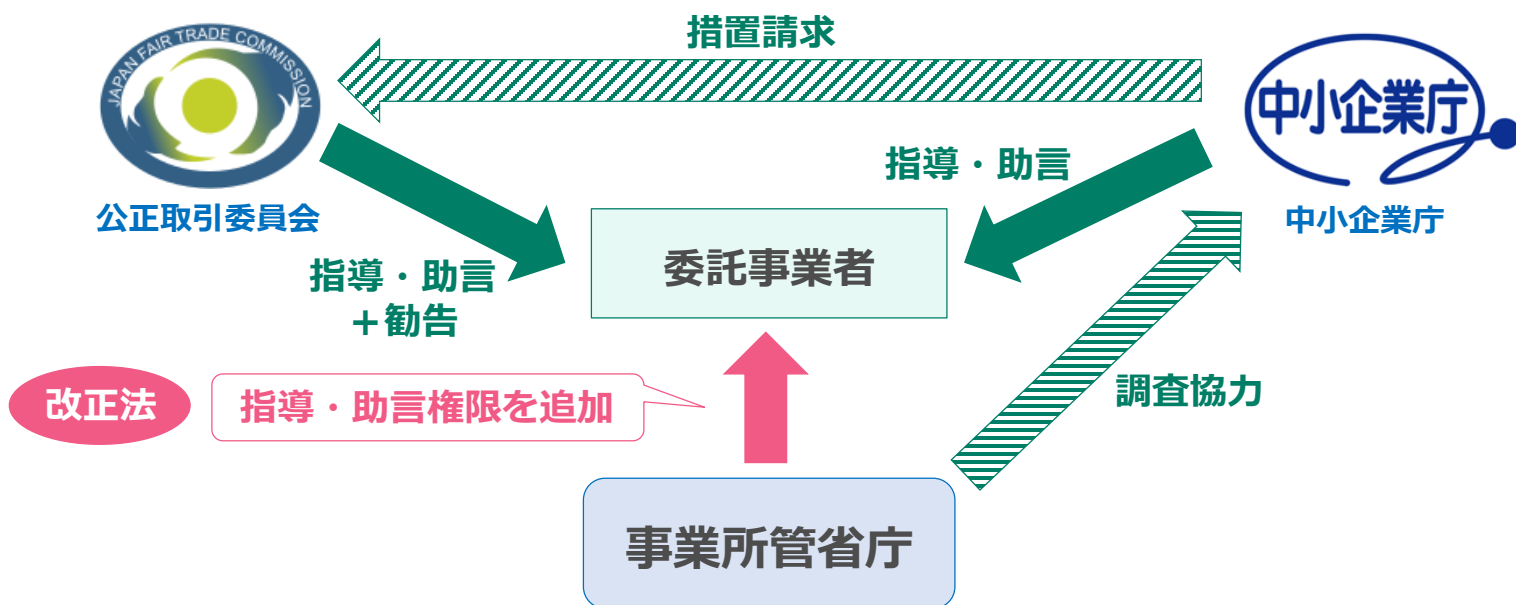
面的執行の強化【新第5条第1項第7号、第8条、第13条関係】

改正理由

- 現在、事業所管省庁には調査権限のみが与えられているが、公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行をより拡充していく必要がある。
- 事業所管省庁（「トラック・物流Gメン」など）に通報した場合、本法の「報復措置の禁止」の対象となっていない。

改正内容

- ◆ 事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与する。
- ◆ 中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加する。



有償支給原材料等の対価の早期決済①

有償支給原材料等の対価の早期決済(第5条第2項第1号)

委託事業者が有償支給する原材料等で、中小受託事業者が物品の製造等を行っている場合、その原材料等が用いられた物品の製造委託等代金の支払日より早く、原材料等の対価を支払わせることです。

中小受託事業者に責任がないのに、その原材料等が用いられた物品の製造委託等代金より早く、原材料等の対価を支払わせ、中小受託事業者の利益を不当に害すると違反となります。

「中小受託事業者に責任がある」とは、例えば以下の場合が考えられます。

- ① 中小受託事業者が支給された原材料等を毀損又は損失し、納入すべき物品の製造が不可能になった場合
- ② 支給された原材料等によって不良品や注文外の物品を製造した場合
- ③ 支給された原材料等を他に転売した場合

有償支給原材料等の対価の早期決済②

違反行為想定事例

金属メーカー



部品メーカー

半年分の原材料をまとめて買い取らせ、当該原材料を用いた給付に係る製造委託等代金の支払期日よりも早い時期に、当該原材料の代金を決済していた。

上記の事例は、有償支給原材料等の対価の早期決済行為として違反になります。

不当な経済上の利益の提供要請①

不当な経済上の利益の提供要請(第5条第2項第2号)

委託事業者が自己のために、中小受託事業者に金銭や役務、その他の経済上の利益を不当に提供させることです。製造委託等代金の支払とは独立して行われる、協賛金や従業員の派遣などの要請が該当します。

「金銭や役務、その他経済上の利益」とは、協賛金、従業員の派遣等の名目の如何を問わず、**製造委託等代金の支払とは独立して行われる金銭の提供、作業への労務の提供等を含みます。**

以下のような方法で自己のために経済上の利益の提供を要請することは、不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがあります。

- ① 購買・外注担当者等**中小受託取引に影響を及ぼすこととなる者が**中小受託事業者に金銭・労働力の提供を要請すること。
- ② **中小受託事業者ごとに目標額又は目標量を定めて**金銭・労働力の提供を要請すること。
- ③ 中小受託事業者に対して、**要請に応じなければ不利益な取扱いをする旨示唆して**金銭・労働力の提供を要請すること。
- ④ 中小受託事業者が提供する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも**明らかに提供する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて**金銭・労働力の提供を要請すること。

不当な経済上の利益の提供要請②

運送委託の対象取引への追加【新第2条第5項、第6項関係】

改正理由

- 発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）が顕在化している。

改正内容

- ◆ 発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加し、機動的に対応できるようにする。

改正法

現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加



改正案

- 運送に係る役務提供委託又は特定運送委託をした委託事業者が、中小受託事業者に対し、**運送の役務を提供させることに加えて、無償で、運送の役務以外の役務**(荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等)**を提供させることは、法第5条第2項第2号に該当する。**

〈特定運送委託において想定される違反行為事例〉

- 7-13 従業員の派遣要請
委託事業者は、製造を請け負う物品の運送を委託している中小受託事業者に対し、自身の事業所の構内での事故防止のためとして、荷役作業や車両移動時の立会のために従業員を派遣させた。
- 7-14 労務の提供要請
委託事業者は、自己の販売する商品の運送を委託している中小受託事業者に対し、運送以外の荷下ろし等の作業をさせた。
- 7-15 関税・消費税の立替え要請
委託事業者は、自己の販売する商品の運送を委託している中小受託事業者に対し、物流業務に附帯して輸入通関業務を委託するに際して、関税・消費税の納付を立て替えさせ、中小受託事業者から立替えに要した金銭の支払を求められても応じなかった。

不当な経済上の利益の提供要請③

違反行為想定事例

自動車メーカー



部品メーカー

自社が所有する金型、木型等の型・治具を貸与し自動車用部品の製造を委託しているところ、当該部品の製造を大量に発注する時期を終えた後、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、当該金型等は無償で保管させていた。

荷主



運送会社

貨物運送を委託している中小受託事業者に対し、当該中小受託事業者に委託した取引とは関係のない貨物の積み下ろし作業をさせていた。

上記の事例は、いずれも不当な経済上の利益の提供要請行為として違反になります。

【型・治具の違反行為事例について】

「親事業者が部品等の発注を長期間行わない等の事情」は、個別事案ごとに異なるものとなりますが、これまでの主な違反事例において認められたものは、次のとおりです。

1 部品等の発注を長期間行わない場合

金型等を用いて製造する製品の発注を1年間以上行わないにもかかわらず、下請事業者に当該金型等を無償で保管させていた事例

2 下請事業者が型等の廃棄や引取り等を希望している場合

下請事業者から金型の廃棄や引取り等の希望を伝えられていたにもかかわらず、引き続き、下請事業者に当該金型を無償で保管させていた事例

3 親事業者が次回以降の具体的な発注時期を示せない場合

金型を用いて製造する製品について今後1年間の具体的な発注時期を示せない状態になっていたにもかかわらず、引き続き、下請事業者に当該金型を無償で保管させていた事例

4 型等の再使用が想定されていない場合

木型等を用いて製品が製造された後、当該木型等を改めて使用する予定がないにもかかわらず、引き続き、下請事業者に当該木型等を無償で保管させていた事例

【参考】製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準（案）（※意見公募の対象）

改正案

7 不当な経済上の利益の提供要請

- **部品等の製造委託に関し、その発注を長期間行わない等の事情があるにもかかわらず、その製造に用いる型等（金型、木型、治具、検具、製造設備等）の保管費用（型等の保管に要する費用。例えば自社倉庫の使用料相当額、外部倉庫の使用料、倉庫等への運送費、メンテナンス費用等）を支払わず、中小受託事業者に当該型等を保管させることは、法第5条第2項第2号に該当する。**

なお、当該型等について、委託事業者が所有する場合のほか、**中小受託事業者が所有する場合であって委託事業者が事実上管理しているとき**（例えばその廃棄等に委託事業者の承認を要する等の事情が認められるとき）**も同様である。**

〈製造委託、修理委託における違反行為事例〉

➤ 7-5 **型・治具の無償保管要請**

- 委託事業者は、機械部品の製造を委託している中小受託事業者に対し、中小受託事業者が所有する金型・治具の廃棄には委託事業者の承認を要することとした上で、当該機械部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、中小受託事業者に無償で金型・治具を保管させた。

➤ 7-6 受領拒否に伴う商品の無償保管要請

- 委託事業者は、食品用包装資材等の製造を中小受託事業者に委託しているところ、あらかじめ定められた納期に中小受託事業者が製造した食品用包装資材等を受け取らず、その期日以降、別途納入を指示するまでの間、中小受託事業者に対し、無償で当該食品用包装資材等を保管させた。（この場合、当該食品用包装資材等の受領拒否についても法に違反する。）

不当な給付内容の変更・やり直し①

不当な給付内容の変更、やり直し(第5条第2項第3号)

中小受託事業者に責任がないのに発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、受領した後にやり直しや追加作業を行わせる場合に、中小受託事業者が作業に当たって負担する費用を委託事業者が負担しないことです。

「給付内容の変更」とは、**給付の受領前に発注書面に記載されている給付内容を変更し**、当初の委託内容とは異なる作業を行わせることをいいます（発注を取り消すこと（契約解除）も含む）。
「やり直し」とは、**給付の受領後に、追加的な作業**を行わせることをいいます。

取適法では、**給付内容の変更又はやり直し自体を禁止しているものではなく**、「**中小受託事業者の責めに帰すべき理由がないのに**」給付内容の変更又はやり直しをさせることにより、**中小受託事業者の利益を不当に害することを禁止しています**。

給付内容の変更又はやり直しのために必要な費用を委託事業者が負担するなどにより、中小受託事業者の利益を不当に害しないと認められる場合には、不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの問題とはなりません。

不当な給付内容の変更・やり直し②

違反行為想定事例

荷主



運送会社

中小受託事業者が指定された時刻に委託事業者の物流センターに到着したものの、委託事業者が貨物の積み込み準備を終えていなかったために中小受託事業者が長時間の待機を余儀なくされたにもかかわらず、その待ち時間について必要な費用を負担しなかった。

番組制作会社



アニメーション制作会社

委託事業者が内容確認の上、完成品を受領したにもかかわらず、プロデューサーの意向により動画の品質を引き上げるための作業を行わせ、それに伴い生じた追加の費用を負担しなかった。

上記の事例は、いずれも不当な給付内容の変更・やり直し行為として違反になります。

協議に応じない一方的な代金決定①【改正により追加】

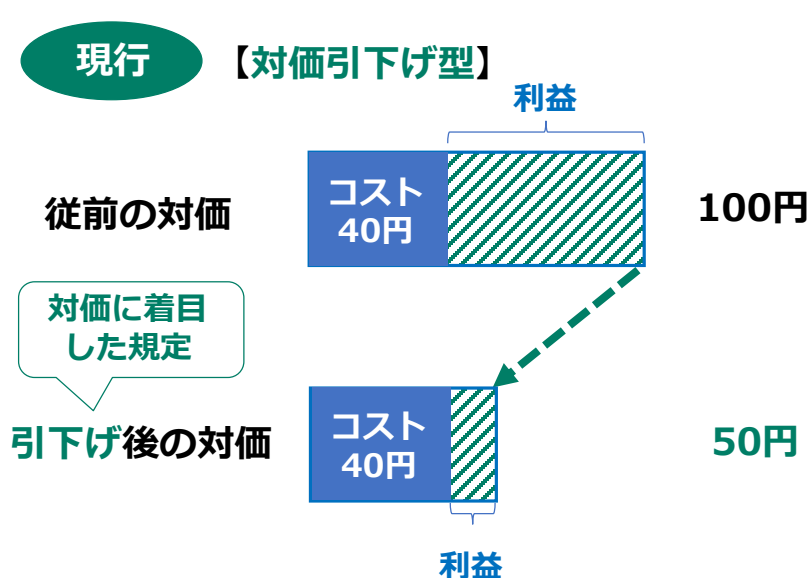
協議に応じない一方的な代金決定の禁止【新第5条第2項第4号関係】

改正理由

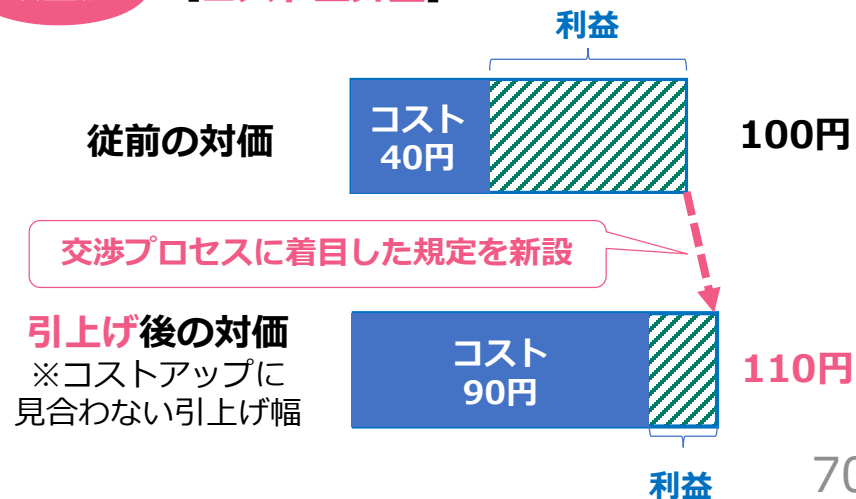
- コストが上昇している中で、協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての課題がみられる。
- そのため、適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備が必要。

改正内容

- ◆ 「市価」の認定が必要となる買ったときとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設する。



改正法

 【コスト上昇型】

協議に応じない一方的な代金決定(第5条第2項第4号)

改正により
追加!

委託事業者が、中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に製造委託等代金を決定することです。

違反行為想定事例

運送会社



運送会社

中小受託事業者が代金の額の引上げについて協議を求めたにもかかわらず、これを無視し、拒否し、又は回答を引き延ばすなどにより、協議に応じなかった。

機械メーカー



部品メーカー

委託事業者が代金の額の引下げを要請する場合において、中小受託事業者がその説明を求めたのに対し、具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、代金の額を引き下げた。

上記の事例は、協議に応じない一方的な代金決定行為として違反になります。

協議に応じない一方的な代金決定③（運用基準案）

- 中小受託事業者が協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定することが追加。

【改正案】

協議に応じない一方的な代金決定（法第5条第2項第4号）とは、「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること」により、「中小受託事業者の利益を不当に害」することである。

運用基準案における解釈

中小受託事業者が代金の額の引上げに係る協議を求めたにもかかわらず、これを拒否し、無視し、又は回答を引き延ばす等により、協議に応じないこと。

中小受託事業者が代金の額の引上げを求めたのに対し、合理的な範囲を超えて詳細な情報の提示を要請し、当該情報の提示を協議に応じる条件とすること。

中小受託事業者が合理的な理由を示して代金の額の引上げを求めたのに対し、具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、中小受託事業者の申し入れた引上げ額の一部を拒み、又は従前の代金の額を提示すること。

委託事業者が代金の額の引下げを要請する場合において、中小受託事業者がその説明を求めたのに対し、具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、当該引下げをした額を提示すること。

【参考】製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準（案）（※意見公募の対象）

改正案

- 9 協議に応じない一方的な代金決定
- (1) 協議に応じない一方的な代金決定（法第5条第2項第4号）とは、「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合において、中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず、又は当該協議において中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず、一方的に製造委託等代金の額を決定すること」により、「中小受託事業者の利益を不当に害」することである。
- (2) 「中小受託事業者の給付に関する費用の変動その他の事情が生じた場合」とは、中小受託事業者の給付に関し製造委託等代金の額に影響を及ぼし得る事情がある場合をいい、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の高騰による中小受託事業者の給付に要する費用の変動のほか、従来の納期の短縮、納入頻度の増加や発注数量の減少等による取引条件の変更、需給状況の変化、委託事業者から従前の代金の引下げを求められた場合などの事情が含まれる。このような場合には、委託事業者は、中小受託事業者の求めに応じ、協議を適切に行わなければならない。
- (3) 「中小受託事業者が製造委託等代金の額に関する協議を求めたにもかかわらず、当該協議に応じず」とは、中小受託事業者からの協議の求めを明示的に拒む場合のほか、例えば、協議の求めを無視したり、協議の実施を繰り返し先延ばしにしたりして、協議の実施を困難にさせる場合を含む。
- なお、「協議を求めた」とは、書面か口頭かを問わず、明示的に協議を求める場合のほか、協議を希望する意図が客観的に認められる場合をいう。
- (4) 「中小受託事業者の求めた事項について必要な説明若しくは情報の提供をせず」とは、中小受託事業者が求めた特定の事項について、その自由な意思により製造委託等代金の額を決定するために必要な説明又は根拠となる情報の提供をしないことをいう。委託事業者が必要な説明及び情報の提供をしたか否かは、中小受託事業者の給付に関する事情の内容、中小受託事業者が求めた事項、これに対し委託事業者が提示した内容及びその合理性、中小受託事業者との間の協議経過等を勘案して総合的に判断する。
- なお、中小受託事業者の求めた事項が製造委託等代金の額に関する協議との関連性を欠く場合や委託事業者の営業秘密の開示を求めるものである場合、委託事業者により説明が尽くされているのに中小受託事業者から同じ質問が反復される場合には、そのような事項は、中小受託事業者の自由な意思により製造委託等代金の額を決定するために資する事項とは言えず、当該事項に応じなくとも、問題にはならない。

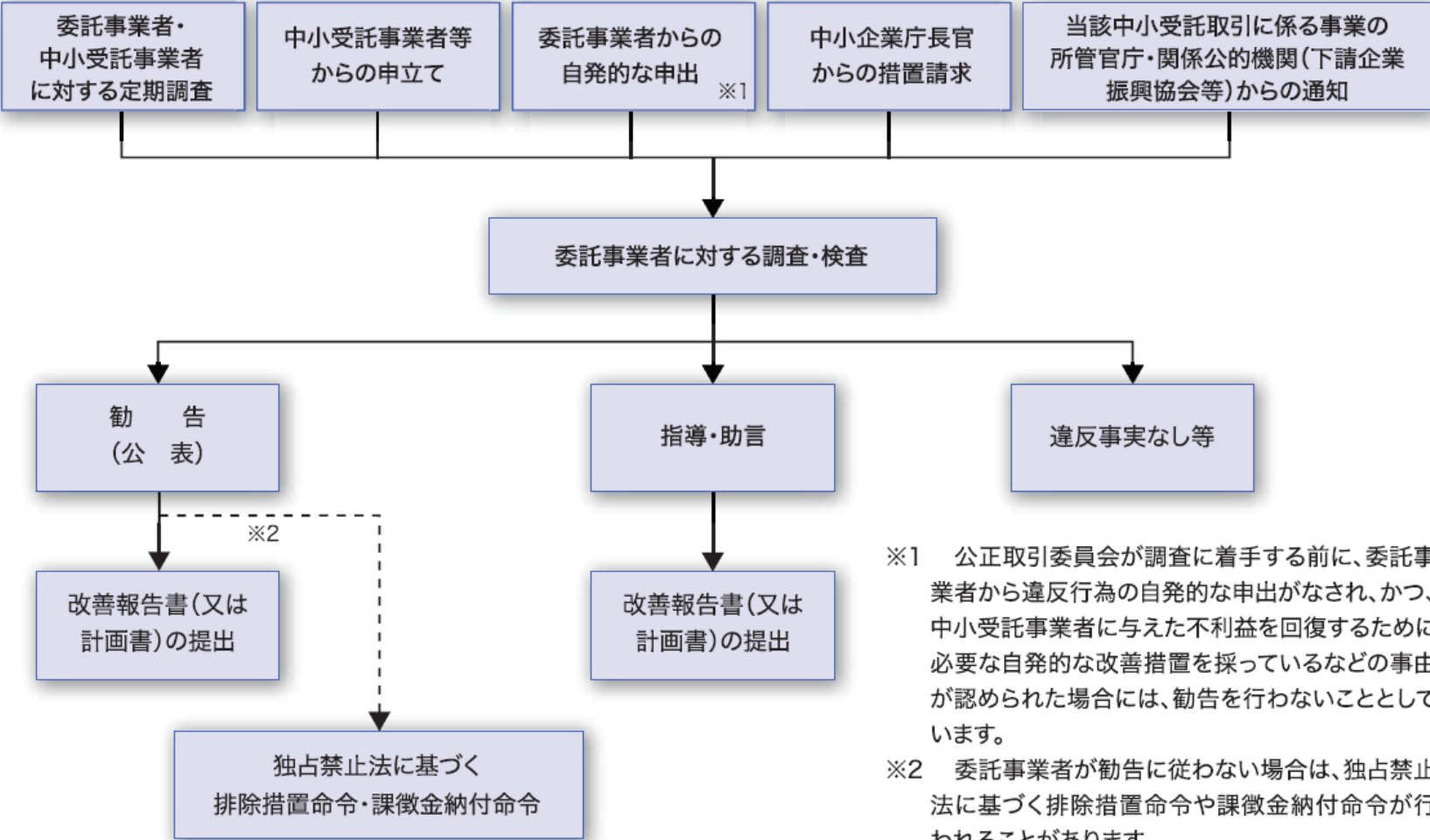
【参考】製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の運用基準（案）（※意見公募の対象）

改正案（続き）

- (5) 「一方的に製造委託等代金の額を決定すること」とは、中小受託事業者の自由な意思による価格交渉を経ずに代金の額を設定することをいい、前述のように、協議に応じず又は必要な説明若しくは情報の提供を行わずに、製造委託等代金の額が定められた場合が該当する。
- なお、「決定」には、代金を引き上げ、又は引き下げるもののほか、据え置くことも含まれる。
- (6) 多数の中小受託事業者に対し類似の取引を委託する委託事業者が、個別協議を実施せず一律に、コスト上昇分に十分見合うよう従前の代金からの引上げを決定し、当該中小受託事業者の申し入れた引上げ額を上回る製造委託等代金の額が定められた場合などは、一方的な代金決定によっても、「受託事業者の利益を不当に害」するものであるとはいえない。
- (7) 中小受託事業者の給付に関し製造委託等代金の額に影響を及ぼし得る事情がある場合において、委託事業者が次のような方法をとったときは、「協議に応じず」又は「必要な説明若しくは情報の提供をせず」に該当し、これによって委託事業者が一方的に代金を決定した場合は、法第5条第2項第4号に該当する。
 - ア 中小受託事業者が代金の額の引上げに係る協議を求めたにもかかわらず、これを拒否し、無視し、又は回答を引き延ばす等により、協議に応じないこと。
 - イ 中小受託事業者が代金の額の引上げを求めたのに対し、合理的な範囲を超えて詳細な情報の提示を要請し、当該情報の提示を協議に応じる条件とすること。
 - ウ 中小受託事業者が合理的な理由を示して代金の額の引上げを求めたのに対し、具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、中小受託事業者の申し入れた引上げ額の一部を拒み、又は従前の代金の額を提示すること。
 - エ 委託事業者が代金の額の引下げを要請する場合において、中小受託事業者がその説明を求めたのに対し、具体的な理由の説明や根拠資料の提供をすることなく、当該引下げをした額を提示すること。

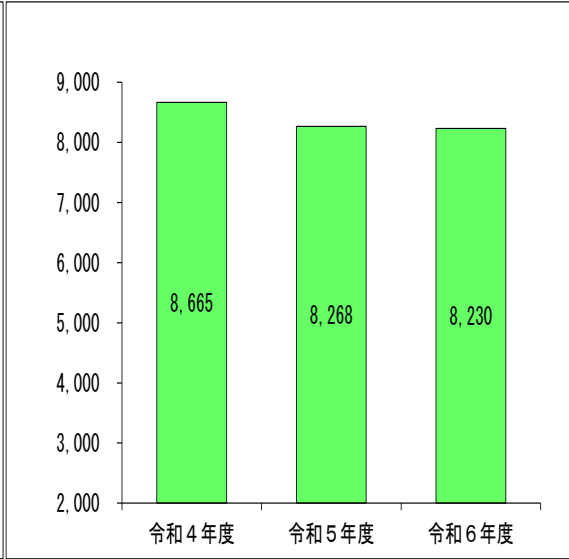
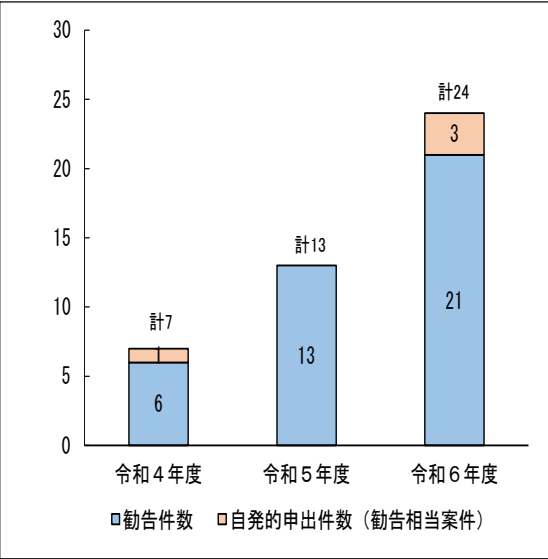
取適法事件処理フローチャート

取適法事件処理フローチャート

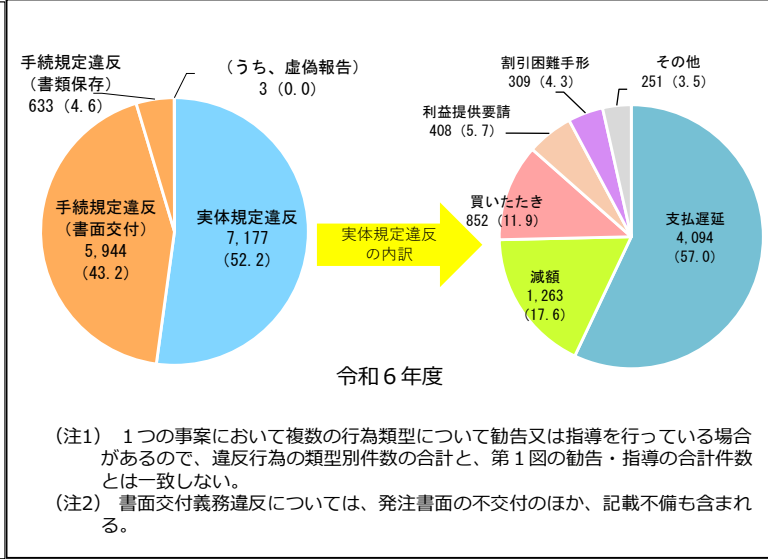


最近の下請法の執行状況

第1図 下請法違反被疑事件の処理件数の推移
[単位：件]



第2図 勧告・指導の行為類型別件数
[単位：件 (%)]



○ 令和6年度において下請事業者が被った不利益について、総額13億5279万円相当の原状回復が行われた。

主な違反行為類型 の内訳	減額	利益提供要請	返品	支払遅延	全違反行為類型の 合計
返還等を受けた 下請事業者数	1,117名	327名	119名	1,411名	3,026名
原状回復の金額	10億164万円	1億8959万円	6048万円	5678万円	13億5279万円

オンラインによる申告窓口

<https://www.jftc.go.jp/soudan/denshimadoguchi/cyuishitauke.html>

電話・郵送による申告窓口

公正取引委員会 事務総局 経済取引局 取引部 申告受付担当

〒100-8987 千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟
TEL 03(3581) 5471(代)

北海道事務所 申告受付担当

〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎
TEL 011(231)6300(代)

東北事務所 申告受付担当

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
TEL 022(225)8420(直)

中部事務所 申告受付担当

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
TEL 052(961)9424(直)

近畿中国四国事務所 申告受付担当

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
TEL 06(6941)2176(直)

近畿中国四国事務所 中国支所 申告受付担当

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館
TEL 082(228)1520(直)

近畿中国四国事務所 四国支所 申告受付担当

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館
TEL 087(811)1758(直)

九州事務所 申告受付担当

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館
TEL 092(431)6032(直)

沖縄総合事務局 総務部 申告受付担当

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL 098(866)0049(直)

自発的申出の件数、自発的申出による原状回復の金額、 自発的申出により原状回復を受けた下請事業者数の推移

自発的申出の件数及び自発的申出による原状回復の金額等

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
新規に受けた自発的な申出の件数	24件	32件	23件	39件	32件
処理した自発的な申出の件数	58件	34件	20件	39件	36件
自発的申出による原状回復の金額	1億4437万円	1億4896万円	8億2106万円	7770万円	3億5328万円
自発的申出により原状回復を受けた下請事業者数	3, 230名	433名	91名	2, 158名	525名

公正取引委員会は、親事業者の自発的な改善措置が下請事業者の受けた不利益の早期回復に資することに鑑み、当委員会が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置等、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、下請事業者の利益を保護するために必要な措置を採ることを勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している（平成20年12月17日公表^(注)）。

(注) https://www.jftc.go.jp/shitauke/shitauke_tetsuduki/081217.html

優越的地位の濫用規制とは

優越的地位の濫用規制（独占禁止法）は、取引上**優越した地位**にある事業者が、取引の相手方に対し、協賛金負担や従業員派遣などをさせることにより、**正常な商慣習**に照らして**不当に不利益**を与えることを禁止しています。

優越的地位の濫用の規制趣旨

優越的地位の濫用は

- 取引の相手方（B社）の自由かつ自主的な判断による取引を阻害
- 取引の相手方（B社）はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、行為者（A社）はその競争者との関係において競争上有利となる

公正な競争を阻害するおそれ

優越的地位の濫用規制の概要②

優越的地位の濫用に該当し違反となるかどうかは、3つの要素から判断されます。

優越的地位

+

正常な商慣習に
照らして不当に

+

濫用行為

以下の事項を総合的に考慮

- ① 取引の相手方の行為者に対する取引依存度
- ② 行為者の市場における地位
- ③ 取引の相手方にとっての取引先変更の可能性
- ④ その他行為者と取引することの必要性を示す具体的事実

公正な競争秩序の維持・促進の立場からは認められるものをいい、**現に存在する商慣習に合致しているからといって、直ちにその行為が正当化されることにはなりません。**

- ①購入・利用強制 ②協賛金等の負担の要請
- ③従業員等の派遣の要請
- ④その他経済上の利益の提供の要請
- ⑤受領拒否 ⑥返品 ⑦支払遅延 ⑧減額
- ⑨取引の対価の一方的決定 ⑩やり直しの要請 ⑪その他

優越的地位の濫用規制対象と取適法による規制対象の違い

	優越的地位の濫用規制対象	取適法による規制対象
対象となる取引	全ての分野	製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託及び特定運送委託に限る
資本金区分	無し	有り
従業員区分	無し	有り

3. 相談窓口等

相談窓口

公正取引委員会 事務総局 経済取引局 取引部 企業取引課

〒100-8987 千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟
TEL 03(3581)3375(直)
<https://www.jftc.go.jp>

北海道事務所 取適法担当

〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎
TEL 011(231)6300(代)

東北事務所 取適法担当

〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎
TEL 022(225)8420(直)

中部事務所 取適法担当

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
TEL 052(961)9424(直)

近畿中国四国事務所 取適法担当

〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館
TEL 06(6941)2176(直)

近畿中国四国事務所 中国支所 取適法担当

〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館
TEL 082(228)1520(直)

近畿中国四国事務所 四国支所 取適法担当

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館
TEL 087(811)1758(直)

九州事務所 取適法担当

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館
TEL 092(431)6032(直)

沖縄総合事務局 総務部 公正取引課 取適法担当

〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館
TEL 098(866)0049(直)

中小受託取引適正化法（取適法）の詳細はこちらから！

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/toritekihou.html



その他取引適正化に向けた公正取引委員会の取組についてはこちら！

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

ENGLISH

サイト内検索

ホーム 公正取引委員会について 報道発表 広報活動 独占禁止法 下請法 フリーランス法 スマホソフトウェア 競争促進法 CPRC (競争政策研究センター) 相談・申告・情報提供・手続等窓口

公正で自由な競争が
持続的な成長と生活水準を
向上させる

取引適正化に向けた
公正取引委員会の取組

競争の活性化に関する提言
(アドボカシー活動)

デジタル分野における
公正取引委員会の取組

2024年11月1日から
フリーランスの方のために、
新しい法律が
スタートします。

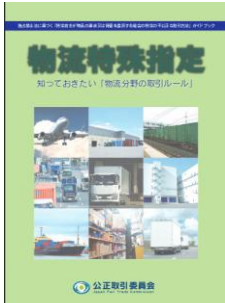
更なる理解を深めるために

この資料の内容は、以下のパンフレットの内容を基に作成しています。
さらなる理解を深めるためには、各種パンフレットを公正取引委員会ウェブ
サイトよりダウンロードいただき、参考にしてください。

掲載URL トップページ> 報道発表・広報活動> 各種パンフレット

<https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.html>



中小受託取引 適正化法 ガイドブック 「下請法」は 「取適法」へ	知って守って 下請法 ～豊富な事例で 実務に役立つ～	下請取引 適正化推進 講習会テキスト	優越的地位の 濫用 ～知っておきたい 取引ルール～	物流特殊指定 知っておきたい 「物流分野の 取引ルール」
				

御清聴ありがとうございました
アンケートに御協力をお願いいたします。

回答はこちらから→



<https://www.jftc.go.jp>



@jftc

公取 取適法 で検索



JapanFTC



JFTCchannel

